福岡県公報

令和元年七月十六日
第二十一号
増刊①

目次

条例（第二号－第十一号）
○不正競争防止法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例（行政経営企画課）……二
○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例（人事課）……三
○福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（人事課）……七
○福岡県立公文書館条例等の一部を改正する条例（財政課）……一〇
○福岡県税条例等の一部を改正する条例（税務課）……二七
○福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（子育て支援課）……四六
○福岡県子育て応援基金条例の一部を改正する条例（子育て支援課）……四六
○福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（児童家庭課）……四七
○福岡県森林環境譲与税基金条例（林業振興課）……四七
○福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例（公園街路課）……四八

公布された条例のあらまし

◇不正競争防止法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

（総務部行政経営企画課）

1　不正競争防止法等の一部を改正する法律の制定による工業標準化法の一部改正により、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改められることに伴い、関係条例の規定を整理することとした。

2　この条例は、公布の日から施行することとした。

◇地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例

（総務部人事課）

1　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、福岡県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例等の規定を整備することとした。

2　この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

（総務部人事課）

1　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関し必要な事項を条例で定めることとした。

2　一　この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

二　第十四条第二項から第四項まで及び第十五条の規定は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例（以下「整備条例」という。）による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例第三条の二第二項及び整備条例による改正後の福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二条の二第二項に規定する職員について準用することとした。

◇福岡県立公文書館条例等の一部を改正する条例

（総務部財政課）

1　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が令和元年十月一日から施行されること等に伴い、福岡県立公文書館の使用料の額等を改正することとした。

2　一　この条例は、一部の規定を除き、令和元年十月一日から施行することとした。

二　所要の経過措置を設けることとした。

定期発行日　毎週火金曜日
〔発行〕〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号　福岡県　総務部行政経営企画課　（電話 092－643－3028）
〔作成〕〒812－0023　福岡市博多区奈良屋町３番１号　久野印刷株式会社　（電話 092－262－5726）

◇福岡県税条例等の一部を改正する条例

（総務部税務課）

１　地方税法等の一部を改正する法律の制定等に伴い、法人事業税及び自動車税の税率の引下げを行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

２　一　この条例は、令和元年十月一日から施行することとした。ただし、附則第一条各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとした。

二　所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

（福祉労働部子育て支援課）

１　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

２　この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県子育て応援基金条例の一部を改正する条例

（福祉労働部子育て支援課）

１　福岡県子育て応援基金に基づく事業を令和二年度まで継続することに伴い、福岡県子育て応援基金条例の有効期限を延長することとした。

２　この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

（福祉労働部児童家庭課）

１　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の制定等に伴い、児童指導員になることができる者に幼稚園の教諭の免許状を有する者を追加するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

２　この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県森林環境譲与税基金条例

（農林水産部林業振興課）

１　森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、森林の整備及びその促進に関する施策に要する費用に充てるため、福岡県森林環境譲与税基金を設置することとした。

２　この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例

（建築都市部公園街路課）

１　屋外広告物法第二十八条の規定に基づき、屋外広告物に係る条例の制定及び改廃に関する事務を景観行政団体である小郡市が処理することを可能とするほか、所要の規定の整備を行うこととした。

２　一　この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

二　所要の経過措置を設けることとした。

三　関係条例の一部を改正することとした。

条例

不正競争防止法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和元年七月十六日

福岡県知事　小　川　　洋

福岡県条例第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

（福岡県行政不服審査法提出書類複写等手数料条例の一部改正）

第一条　福岡県行政不服審査法提出書類複写等手数料条例（平成二十八年福岡県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表備考一中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（福岡県統計調査条例の一部改正）

第二条　福岡県統計調査条例（平成二十年福岡県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式（表面）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（福岡県自治紛争処理委員審理関係書類複写等手数料条例の一部改正）

第三条　福岡県自治紛争処理委員審理関係書類複写等手数料条例（平成二十八年福岡県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表備考一中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（福岡県選挙管理委員会審理関係書類複写等手数料条例の一部改正）

第四条　福岡県選挙管理委員会審理関係書類複写等手数料条例（平成二十八年福岡県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表備考一中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（福岡県農林水産関係手数料条例の一部改正）

第五条　福岡県農林水産関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項及び別表第二の七の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年七月十六日

福岡県知事　小　川　洋

福岡県条例第三号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例

（福岡県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第一条　福岡県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二十六年福岡県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「給料の月額」の下に「（法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員については、報酬の額（福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年福岡県条例第四号）第八条に規定する額（同条第三号に規定する一般職の職員に支給される給料の調整額を超えない範囲で規則で定める額を除く。）を除く。））」を加え、「給与から」を削る。

（福岡県職員定数条例の一部改正）

第二条　福岡県職員定数条例（昭和二十八年福岡県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事務部局に」の下に「常時」を加える。

（福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

第三条　福岡県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三号中「準ずる者」の下に「（専門的な知識経験又は識見を有する者であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他任命権者が定める事務を行うものに限る。）」を加え、同条に次の一号を加える。

十四　選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人、審査分会立会人

第三条第一項中「第十三号」を「第十四号」に改める。

別表第一中

「

特別調整委員			
労働委員会 あつせん員	一四、九〇〇	別表第三による額	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）第十四条第一項に定める額
			最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十七条第二項の規定に基づき中央選挙管理会が定める額
労働委員会 選挙長 選挙分会長 選挙立会人	二二、五〇〇	別表第三による額	別表第三による額
労働委員会 審査分会長 審査分会立会人			
労働委員会 その他			同一又は類似の職種の公務員若しくは民間事業の従事者との権衡を考慮し、予算の範囲内で定める額
臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者			

」

を

「

臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者（専門的な知識経験又は識見を有する者であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他任命権者が定める事務を行うものに限る。）	労働委員会	特別調整委員	二二、五〇〇	別表第三による額
		あつせん員	一四、九〇〇	別表第三による額
	その他		同一又は類似の職種の公務員若しくは民間事業の従事者との権衡を考慮し、予算の範囲内で定める額	
選挙長 選挙分会長 選挙立会人			国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）第十四条第一項に定める額	別表第三による額
審査分会長 審査分会立会人			最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十七条第二項の規定に基づき中央選挙管理会が定める額	別表第三による額

」に改める。

（福岡県職員の給与に関する条例の一部改正）

第四条　福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「規定する教育公務員」の下に「及び地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員」を加える。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第五条　単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の見出し中「再任用職員についての」を削り、同条に次の一項を加える。

2　地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）には、前条の給与のうち、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び勤勉手当は支給しない。

第六条に次の一項を加える。

4　前三項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の給与の支給方法、給料及び特殊勤務手当を除くその他の給与の額並びに一時差止処分の取消しの申立ては、福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年福岡県条例第四号。以下「会計年度任用職員条例」という。）の適用となる職員との権衡を考慮して知事が別に定める。

第七条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の給与の減額及び休職者の給与については、知事が別に定める。

第十条第二項中「育児休業をしている職員」の下に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、育児休業をしている会計年度任用職員の期末手当については、会計年度任用職員条例の適用となる職員との権衡を考慮して知事が別に定める。

（福岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第六条　福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「職員が次の各号の一に該当する場合」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者（以下「再任用職員」という。）」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

4　地方公務員法第二十二条の二第一項第二号の規定により採用された者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの

は、職員とみなして、この条例（第四条中十一年以上二十五年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

第七条の六第三項第一号中「第二項」を「第四項」に改める。

第十条の三の次に次の二条を加える。

（勤続期間の計算の特例）

第十条の四　次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、第十条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

一　第二条第四項に規定する者　その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて六月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

二　第二条第四項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて六月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して六月を超える期間勤務したもの　その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第十条の五　第十条の二に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第二条第四項に規定する者に相当する地方公共団体等の公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

２　前条の規定は、国家公務員又は地方公共団体等の公務員であつた者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

（福岡県職員の分限に関する条例の一部改正）

第七条　福岡県職員の分限に関する条例（昭和四十六年福岡県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

４　法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「三年を超えない範囲内」とあるのは「法第二十二条の二第一項及び第二項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第八条　外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

（福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第九条　福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「育児休業をしている職員」の下に「（地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第八条中「育児休業をした職員」の下に「（地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

（福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第十条　福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条の見出し中「臨時職員」を「会計年度任用職員等」に改め、同条中「臨時的に任用される職員」を「地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員及び同法第二十二条の三の規定により臨時的に任用された職員」に改め、「休暇等については」の下に「、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則の定める基準に従い」を加え、「人事委員会と協議して」を削る。

（公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第十一条　公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例（平成十三年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

（福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第十二条　福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年福岡県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「占める職員」の下に「及び法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員」を加える。

（福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第十三条　福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年福岡県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二の見出し中「再任用職員についての」を削り、同条に次の一項を加える。

２　地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）には、前条の給与のうち、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当は支給しない。

第三条に次の一項を加える。

４　前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の給料の額及び支給方法は、福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年福岡県条例第四号。以下「会計年度任用職員条例」という。）の適用となる職員との権衡を考慮して管理者が別に定める。

第六条に次の一項を加える。

４　前三項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の給料及び特殊勤務手当を除くその他の給与の額、支給方法並びに一時差止処分の取消しの申立ては、会計年度任用職員条例の適用となる職員との権衡を考慮して管理者が別に定める。

第七条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の給与の減額及び休職者の給与については、管理者が別に定める。

第十条第二項中「育児休業をしている職員」の下に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

３　第一項の規定にかかわらず、育児休業をしている会計年度任用職員の期末手当については、会計年度任用職員条例の適用となる職員との権衡を考慮して管理者が別に定める。

（福岡県県立学校職員定数条例の一部改正）

第十四条　福岡県県立学校職員定数条例（昭和二十八年福岡県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「特別支援学校に」の下に「常時」を加える。

（福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第十五条　福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「地方公務員」の下に「（地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

（福岡県職員等の旅費に関する条例及び福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第十六条　福岡県職員等の旅費に関する条例及び福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年福岡県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とする。

（福岡県警察職員の分限に関する条例の一部改正）

第十七条　福岡県警察職員の分限に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

５　法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「三年を超えない範囲内」とあるのは「法第二十二条の二第一項及び第二項の規定に基づき警察本部長が定める任期の範囲内」とする。

（福岡県警察職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第十八条　福岡県警察職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「給料の月額」の下に「（法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員については、報酬の額（福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年福岡県条例第四号）第八条に規定する額（同条第三号に規定する一般職の職員に支給される給料の調整額を超えない範囲で規則で定める額を除く。））」を加え、「給与から」を削る。

（福岡県警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第十九条　福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一般職に属する職員」の下に「（地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

附　則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例をここに公布する。

令和元年七月十六日

福岡県知事　小　川　　洋

福岡県条例第四号

福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

（この条例の目的）

第一条　この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十四条第五項並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二第五項及び第二百四条第三項の規定に基づき、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において「会計年度任用職員」とは、次に掲げる者をいう。

一　法第二十二条の二第一項第一号に規定する職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）

二　法第二十二条の二第一項第二号に規定する職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）

2　この条例において「一般職の職員」とは、次に掲げる条例の規定の適用を受ける職員をいう。

一　福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号。以下「県職員給与条例」という。）

二　福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号。以下「警察職員給与条例」という。）

三　福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号。以下「学校職員給与条例」という。）

（給与の種類）

第三条　この条例による給与は、パートタイム会計年度任用職員にあっては報酬及び期末手当とし、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。）（以下「各種手当」という。）とする。

（給与及び費用弁償の支払）

第四条　この条例に基づく給与及び費用弁償の支払については、県職員給与条例第四条、警察職員給与条例第四条及び学校職員給与条例第四条の規定を準用する。この場合において、県職員給与条例第四条（同条第三項各号を除く。）、警察職員給与条例第四条（同条第三項各号を除く。）及び学校職員給与条例第四条（同条第三項各号を除く。）中「給与」とあるのは「給与及び費用弁償」と、「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

（給料表）

第五条　会計年度任用職員の給料表の種類は、県職員給与条例第六条第一項各号、警察職員給与条例第六条第一項各号及び学校職員給与条例第六条第一項各号に掲げるもののうち、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲については、一般職の職員の例による。

一　行政職給料表

二　医療職給料表

イ　医師職給料表

ロ　看護師職給料表

三　研究職給料表

四　特定獣医師職給料表

五　教育職給料表

イ　教育職給料表（二）

ロ　教育職給料表（三）

（報酬及び給料の基準）

第六条　会計年度任用職員の職務の級は、その職種ごとの職務の複雑、困難及び責任の度に基づき級別標準職務表（別表）に定めるとおりとし、その号給は、職務内容、免許資格、経験年数等を考慮し、任命権者が決定する。

（報酬）

第七条　報酬は日額とし、その日額は、第五条の規定による給料表並びに第六条の規定による職務の級及び号給に応じた額を二十一で除した額とする。

２　前項の規定にかかわらず、一日の勤務時間が七時間四十五分と異なるパートタイム会計年度任用職員の報酬日額は、前項の規定により算定される額に当該勤務時間を七時間四十五分で除して得た数を乗じて得た額とする。

３　前二項の規定による報酬の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げた額をもって報酬の額とする。

（報酬に加算する額）

第八条　次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員には、その区分に応じて、当該各号に掲げる額を第七条に規定する報酬に加算して支給する。

一　地域手当の支給対象となる地域に在勤するパートタイム会計年度任用職員　一般職の職員に支給される地域手当の額に相当する額

二　福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第二十条の規定により任命権者が定める勤務時間（以下「任命権者が定める勤務時間」という。）を超える勤務若しくは休日における任命権者が定める勤務時間中の勤務を命ぜられ又は任命権者が定める勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員　規則で定める勤務した時間に対して、第十一条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に規則で定める割合を乗じて得た額

三　特殊勤務手当の支給対象となる業務に従事し又は給料の調整額の支給対象となる職を占めるパートタイム会計年度任用職員　一般職の職員に支給される特殊勤務手当の額又は給料の調整額を超えない範囲で規則で定める額

（給与の支給方法等）

第九条　報酬の計算期間は、月の一日から末日までとする。

２　報酬の支給日は、勤務した月の翌月二十一日とし、その日が日曜日、土曜日又は勤務時間条例第十条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。

３　休職にされ又は法第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けたパートタイム会計年度任用職員の給与については、県職員給与条例第二十三条及び第二十三条の二、警察職員給与条例第二十二条並びに学校職員給与条例第二十二条及び第二十二条の二の規定を準用する。この場合において、県職員給与条例第二十三条及び第二十三条の二、警察職員給与条例第二十二条並びに学校職員給与条例第二十二条及び第二十二条の二中「職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「給料」とあるのは「報酬」と読み替えるものとする。

４　フルタイム会計年度任用職員の給与に関する次に掲げる事項については、一般職の職員の例による。

一　給料の支給方法に関する事項

二　給料の調整額並びに通勤手当及び期末手当を除く各種手当の支給に関する事項

三　給与の減額に関する事項

四　勤務一時間当たりの給与額の算出に関する事項

五　休職者及び専従休職者の給与に関する事項

（報酬の減額）

第十条　報酬の減額については、県職員給与条例第十四条、警察職員給与条例第十三条及び学校職員給与条例第十四条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、県職員給与条例第十四条及び学校職員給与条例第十四条中「第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額」とあり、並びに警察職員給与条例第十三条中「第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの報酬の額」と読み替えるものとする。

（勤務一時間当たりの報酬の額）

第十一条　勤務一時間当たりの報酬の額は、第七条第一項の規定による報酬の額に一般

職の職員に支給される給料の調整額及び地域手当の額に相当する額として規則で定める額を加算した額を百分の七百七十五で除して得た額とする。

（通勤手当）

第十二条　通勤手当については、県職員給与条例第十三条の四（第三項、第四項及び第六項を除く。）、警察職員給与条例第十二条の四（第三項、第四項及び第六項を除く。）及び学校職員給与条例第十三条の四（第三項、第四項及び第六項を除く。）の規定を準用する。この場合において、県職員給与条例第十三条の四、警察職員給与条例第十二条の四及び学校職員給与条例第十三条の四中「職員」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員」と、「人事委員会規則」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。

（期末手当）

第十三条　次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員には、県職員給与条例第二十一条第一項、警察職員給与条例第二十条第一項又は学校職員給与条例第二十条第一項に規定する支給日に期末手当を支給する。

一　県職員給与条例第二十一条第一項、警察職員給与条例第二十条第一項又は学校職員給与条例第二十条第一項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に在職する者

二　基準日現在で直前の基準日の翌日以降の任期の合計が六月以上である者

三　一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分以上の者

2　会計年度任用職員の期末手当の額は、県職員給与条例第二十一条第二項、警察職員給与条例第二十条第二項又は学校職員給与条例第二十条第二項に規定する方法により算定した額とする。

3　期末手当の支給については、前二項によるほか、県職員給与条例第二十一条の二及び第二十一条の三、警察職員給与条例第二十条の二及び第二十条の三並びに学校職員給与条例第二十条の二及び第二十条の三の規定を準用する。この場合において、県職員給与条例第二十一条の二及び第二十一条の三、警察職員給与条例第二十条の二及び第二十条の三並びに学校職員給与条例第二十条の二及び第二十条の三中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

4　パートタイム会計年度任用職員の一週間当たりの勤務時間及び期末手当基礎額の算定方法は、規則で定める。

5　フルタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

（費用弁償）

第十四条　通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担すること、自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用すること又は通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員には、通勤に要する運賃等の額に相当する額、県職員給与条例第十三条の四第二項第二号、警察職員給与条例第十二条の四第二項第二号又は学校職員給与条例第十三条の四第二項第二号に定める額を超えない範囲で規則で定める額又はこれらの額の合計額を費用弁償として支給する。

2　パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行（福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十七号。以下「旅費条例」という。）第二条第一項に規定する出張に限る。次条において同じ。）したときは、旅費条例の適用を受ける職員の例により支給される旅費の額に相当する額を費用弁償として支給する。

3　費用弁償の請求手続については、旅費条例第十一条の規定を準用する。この場合において、同条中「旅費」とあるのは「費用弁償」と、「旅費額」とあるのは「費用弁償の額」と読み替えるものとする。

4　前三項に規定するもののほか、費用弁償に関し必要な事項は、規則で定める。

（旅費）

第十五条　フルタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、一般職の職員の例により旅費を支給する。

（給与等の調整）

第十六条　任命権者は、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する事項について、一般職の職員との権衡、職務の特殊性その他特別の事情によりこの条例の規定によることが困難である場合には、知事と協議して定めることができる。

（この条例の施行に関し必要な事項）

第十七条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（準用）

2　第十四条第二項から第四項まで及び第十五条の規定は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年福岡県条例第三号。以下「整備条例」という。）による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十七号）第三条の二第二項及び整備条例による改正後の福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年福岡県条例第五十二号）第二条の二第二項に規定する職員について準用する。

別表（第六条関係）級別標準職務表

職務の級	標準職務
1　級	会計年度任用職員の職務
2　級	困難な業務を行う会計年度任用職員の職務

福岡県立公文書館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十六日

福岡県知事　小　川　　洋

福岡県条例第五号

福岡県立公文書館条例等の一部を改正する条例

（福岡県立公文書館条例の一部改正）

第一条　福岡県立公文書館条例（平成二十四年福岡県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「一、一五〇円」を「一、一八〇円」に、「三九〇円」を「四〇〇円」に改める。

（福岡県行政財産使用料条例の一部改正）

第二条　福岡県行政財産使用料条例（昭和三十九年福岡県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

（福岡県消防関係手数料条例の一部改正）

第三条　福岡県消防関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表八の項中「六、五〇〇円」を「六、六〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に改める。

（福岡県立アジア文化交流センター条例の一部改正）

第四条　福岡県立アジア文化交流センター条例（平成十七年福岡県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の一中表の部分を次のように改める。

区分		単位	料金
和室		午前九時三十分から正午まで	一、一四〇円
		正午から午後一時まで	四五〇円
		午後一時から午後五時まで	一、八三〇円
		午後五時から午後八時まで	一、六五〇円
研修室	A	午前九時三十分から正午まで	一、二五〇円
		正午から午後一時まで	五〇〇円
		午後一時から午後五時まで	二、〇〇〇円
		午後五時から午後八時まで	一、七九〇円
	B	午前九時三十分から正午まで	一、二五〇円
		正午から午後一時まで	五〇〇円
		午後一時から午後五時まで	二、〇〇〇円
		午後五時から午後八時まで	一、七九〇円
ミュージアムホール		午前九時三十分から正午まで	六、九二〇円
		正午から午後一時まで	二、六四〇円
		午後一時から午後五時まで	一〇、五七〇円
		午後五時から午後八時まで	九、四九〇円

区分	料金
広間棟茶室（全室）	
午前九時三十分から午後一時まで	四、五三〇円
午後一時から午後五時まで	五、一八〇円
午後五時から午後八時まで	四、六五〇円
普通観覧料	一人一回につき二、一〇〇円以内で規則で定める額
特別観覧料	一点一回につき五、五〇〇円以内で規則で定める額

別表の二中表の部分を次のように改める。

（福岡県立ももち文化センター条例の一部改正）

第五条　福岡県立ももち文化センター条例（平成十八年福岡県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表の一中表の部分を次のように改める。

区分	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後十時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後十時まで	午前九時から午後十時まで
平日	二二、四〇〇円	二四、八〇〇円	三七、二一〇円	三七、二〇〇円	六二、〇一〇円	七四、四一〇円
土・日・休日	一四、八八〇円	二九、七六〇円	四四、六五〇円	四四、六四〇円	七四、四一〇円	八九、二九〇円

別表の二中表の部分を次のように改める。

区分	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで
小ホール	九、九二〇円	一二、四〇〇円	一二、四〇〇円	一二、三二〇円	二四、八〇〇円	三四、七二〇円
二階展示ホール	五、五八〇円	七、四四〇円	七、四四〇円	一三、〇二〇円	一四、八八〇円	二〇、四六〇円
三階展示ホール	四、四六〇円	五、九五〇円	五、九五〇円	一〇、四一〇円	一一、九〇〇円	一六、三六〇円
特別会議室	六、六九〇円	八、九三〇円	八、九三〇円	一五、六二〇円	一七、八六〇円	二四、五五〇円
会議室第一・二・三・四	二、七二〇円	三、七二〇円	三、七二〇円	六、四四〇円	七、四四〇円	一〇、一六〇円
会議室第五・六	一、三五〇円	一、八六〇円	一、八六〇円	三、二一〇円	三、七二〇円	五、〇七〇円
第一研修室	四、四六〇円	五、九五〇円	五、九五〇円	一〇、四一〇円	一一、九〇〇円	一六、三六〇円
第二研修室	三、三四〇円	四、四六〇円	四、四六〇円	七、八〇〇円	八、九二〇円	一二、二六〇円
第三研修室	四、二九〇円	五、七二〇円	五、七二〇円	一〇、〇一〇円	一一、四四〇円	一五、七三〇円
第四研修室	四、二九〇円	五、七二〇円	五、七二〇円	一〇、〇一〇円	一一、四四〇円	一五、七三〇円
視聴覚教室	三、三四〇円	四、四六〇円	四、四六〇円	七、八〇〇円	八、九二〇円	一二、二六〇円

区分	料金
音楽室	四、四六〇円
一般教室	四、四六〇円
アトリエ	四、四六〇円
料理教室	六、六九〇円
和室	三、三四〇円
茶室	二、二三〇円
練習室	四、七一〇円
音楽室	五、九五〇円
一般教室	五、九五〇円
アトリエ	五、九五〇円
料理教室	八、九三〇円
和室	四、四六〇円
茶室	二、九七〇円
練習室	二、九七〇円
音楽室	一〇、四一〇円
一般教室	一〇、四一〇円
アトリエ	一〇、四一〇円
料理教室	八、九三〇円
和室	七、八〇〇円
茶室	五、二〇〇円
練習室	五、九四〇円
音楽室	一一、九〇〇円
一般教室	一一、九〇〇円
アトリエ	一一、九〇〇円
料理教室	一五、六二〇円
和室	八、九二〇円
茶室	五、九四〇円
練習室	一、一七〇円
音楽室	一六、三六〇円
一般教室	一六、三六〇円
アトリエ	一六、三六〇円
料理教室	二四、五五〇円
和室	一二、二六〇円
茶室	八、一七〇円
練習室	一七、一一〇円

（福岡県保健環境研究所手数料条例の一部改正）

第六条　福岡県保健環境研究所手数料条例（昭和二十四年福岡県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

一　微生物等試験（検査）料	殺虫剤効力試験		一件につき	七、〇九〇円
	ウイルス分離同定試験		一件につき	四〇、一三〇円
	無菌試験		一件につき	二四、七四〇円
二　食品等試験（検査）料	定性分析		一成分につき	三、五四〇円
		複雑なもの	一成分につき	六、八九〇円
	定量分析		一成分につき	一一、二〇〇円
		複雑なもの	一成分につき	二九、八七〇円
	添加物の規格基準適否検査		一件につき	一五、四八〇円
		複雑なもの	一件につき	二四、三三〇円
	清涼飲料水の規格基準適否検査		一件につき	八、九二〇円
	乳又は乳製品の規格基準適否検査		一件につき	八、二六〇円

	細菌検査	簡易なもの	一菌種につき　一、九一〇円
		複雑なもの	一菌種につき　三、七九〇円
	定性分析	簡易なもの	一成分につき　三、五四〇円
		複雑なもの	一成分につき　六、八九〇円
	定量分析	簡易なもの	一成分につき　一一、二〇〇円
		複雑なもの	一成分につき　二九、八七〇円
三　容器包装等試験（検査）料	器具又は容器包装の規格基準適否検査		一件につき　一〇、六一〇円
	合成樹脂製の器具又は容器包装の規格基準適否検査	ポリ塩化ビニール等	一件につき　四五、四〇〇円
		ポリスチレン等	一件につき　二四、二九〇円
		その他の合成樹脂	一件につき　一九、四四〇円
	細菌検査	簡易なもの	一菌種につき　一、九一〇円
		複雑なもの	一菌種につき　三、七九〇円
四　医薬品等試験（検査）料	定性分析	簡易なもの	一成分につき　三、五四〇円
		複雑なもの	一成分につき　六、八九〇円
	定量分析	簡易なもの	一成分につき　一一、二〇〇円
		複雑なもの	一成分につき　二九、八七〇円
	医薬品又は化粧品等の適否検査		一件につき　一七、六八〇円
	定性分析		一成分につき　一、〇二〇円
	定量分析		一成分につき　三、一三〇円

五　水質試験（検査）料	定量分析	普通のもの	一成分につき　三、一三〇円
		特殊なもの	複雑な前処理を行うもの　一成分につき　五、三一〇円
			複雑な前処理を行うもの　一成分につき　一七、九九〇円
			一成分につき　一二、一八〇円
	飲料水	理化学試験	一件につき　一〇、四〇〇円
		細菌検査	一件につき　二、六一〇円
	水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十条第一項に規定する水質検査		一件につき　二五七、〇四〇円
六　物性等試験料	物性試験料		一成分につき　一、二〇〇円
	生物同定試験料		一件につき　一、九二〇円
七　前各号に掲げる以外の手数料			健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額の百分の八十に相当する額（一〇円未満の端数を生じたときは、四捨五入した額）
備考　特殊な試薬、器具等を使用する場合は、当該手数料の額に実費を加算する。			

（福岡県保健所使用料及び手数料条例の一部改正）

第七条　福岡県保健所使用料及び手数料条例（昭和二十五年福岡県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「千八十円」を「千百円」に、「四百六十三円」を「四百七十一円」に、「二百五十円」を「二百五十五円」に、「五百円」を「五百十円」に改める。

（福岡県保健福祉関係手数料条例の一部改正）

第八条　福岡県保健福祉関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表七三の項中「二〇、六〇〇円」を「二〇、七〇〇円」に改める。

（福岡県立病院使用料及び手数料条例の一部改正）

第九条　福岡県立病院使用料及び手数料条例（昭和二十八年福岡県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「千五百七十円」を「千六百円」に改め、同項第二号中「二千百九十円」を「二千二百三十円」に改め、同項第三号中「千四百八十円」を「千五百十円」に改め、同項第四号中「三千七百七十円」を「三千八百四十円」に改め、同項第五号中「二千百十円」を「二千百五十円」に改め、同項第六号及び第七号中「三千七百七十円」を「三千八百四十円」に改め、同項第八号中「千二十円」を「千三十円」に改める。

（福岡県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例の一部改正）

第十条　福岡県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例（昭和四十一年福岡県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「七百十円」を「七百二十円」に改める。

（福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第十一条　福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成八年福岡県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一中表の部分を次のように改める。

区分	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで
音楽室	一、九一〇円	二、五五〇円	二、三四〇円	四、四六〇円	四、八九〇円	六、八〇〇円
工芸室	一、九一〇円	二、五五〇円	二、三四〇円	四、四六〇円	四、八九〇円	六、八〇〇円
スタジオ	一、五九〇円	二、一二〇円	一、九一〇円	三、七一〇円	四、〇三〇円	五、六二〇円
ＯＡルーム	二、二三〇円	二、九八〇円	二、六六〇円	五、二一〇円	五、六四〇円	七、八七〇円
スタディルーム	一、九一〇円	二、五五〇円	二、三四〇円	四、四六〇円	四、八九〇円	六、八〇〇円
セミナールーム A	一、五九〇円	二、一二〇円	一、九一〇円	三、七一〇円	四、〇三〇円	五、六二〇円
セミナールーム B	二、二三〇円	二、九八〇円	二、六六〇円	五、二一〇円	五、六四〇円	七、八七〇円
セミナールーム C	一、五九〇円	二、一二〇円	一、九一〇円	三、七一〇円	四、〇三〇円	五、六二〇円
フィットネスルーム	二、五五〇円	三、四〇〇円	三、〇八〇円	五、九五〇円	六、四八〇円	九、〇三〇円

別表第一の二の表中「二〇〇円」を「二一〇円」に改める。

別表第三の一中表の部分を次のように改める。

区分	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで
クローバーホール	七、三四〇円	九、七八〇円	八、八三〇円	一七、一二〇円	一八、六一〇円	二五、九五〇円
第一和室	一、九一〇円	二、五四〇円	二、三三〇円	四、四五〇円	四、八七〇円	六、七八〇円
第二和室	一、九一〇円	二、五四〇円	二、三三〇円	四、四五〇円	四、八七〇円	六、七八〇円
第三和室 A	一、五八〇円	二、一二〇円	一、九一〇円	三、七〇〇円	四、〇三〇円	五、六一〇円
第三和室 B	一、五八〇円	二、一二〇円	一、九一〇円	三、七〇〇円	四、〇三〇円	五、六一〇円
五〇一研修室	三、八二〇円	五、一〇〇円	四、五七〇円	八、九二〇円	九、六七〇円	一三、四九〇円
五〇二研修室	一、五八〇円	二、一二〇円	一、九一〇円	三、七〇〇円	四、〇三〇円	五、六一〇円
五〇三研修室	九五〇円	一、二七〇円	一、一六〇円	二、二三〇円	二、四三〇円	三、三八〇円
五〇四研修室	九五〇円	一、二七〇円	一、一六〇円	二、二三〇円	二、四三〇円	三、三八〇円
五〇五研修室	九五〇円	一、二七〇円	一、一六〇円	二、二三〇円	二、四三〇円	三、三八〇円
五〇六研修室 A	二、二三〇円	二、九七〇円	二、六五〇円	五、二〇〇円	五、六二〇円	七、八五〇円
五〇六研修室 B	一、五八〇円	二、一二〇円	一、九一〇円	三、七〇〇円	四、〇三〇円	五、六一〇円
五〇七研修室	九五〇円	一、二七〇円	一、一六〇円	二、二三〇円	二、四三〇円	三、三八〇円
五〇八研修室 A	二、八七〇円	三、八二〇円	三、四〇〇円	六、六九〇円	七、二三〇円	一〇、〇九〇円
五〇八研修室 B	二、五四〇円	三、四〇〇円	三、〇八〇円	五、九四〇円	六、四八〇円	九、〇二〇円
学習室	一、九一〇円	二、五四〇円	二、三三〇円	四、四五〇円	四、八七〇円	六、七八〇円
視聴覚室	一、五八〇円	二、一二〇円	一、九一〇円	三、七〇〇円	四、〇三〇円	五、六一〇円
創作工房	二、二三〇円	二、九七〇円	二、六五〇円	五、二〇〇円	五、六二〇円	七、八五〇円
調理実習室	六、〇六〇円	八、〇八〇円	七、二三〇円	一四、一四〇円	一五、三一〇円	二一、三七〇円

別表第三の二のイ中表の部分を次のように改める。

区分		午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで
大ホール		二〇、四四〇円	二七、二五〇円	二四、四八〇円	四七、六九〇円	五一、七三〇円	七二、一七〇円
体育館		三、八二〇円	五、一〇〇円	四、五七〇円	八、九二〇円	九、六七〇円	一三、四九〇円
プール	夏季期間	一七、八八〇円	二三、八四〇円	二一、五〇〇円	四一、七二〇円	四五、三四〇円	六三、二二〇円

温水期間	二六、八二〇円
卓球室　一　室	九五〇円
トレーニング室	七、三四〇円
アーチェリー場	二、八七〇円
	三、八二〇円
	三、四〇〇円
	六、六九〇円
	七、二三〇円
	一〇、〇九〇円
	三五、七七〇円
	一、二七〇円
	一、一六〇円
	九、七八〇円
	八、八三〇円
	一七、一二〇円
	一八、六一〇円
	二五、九五〇円
	三三、一五〇円
	一、一六〇円
	二、二三〇円
	一七、一二〇円
	八、四三〇円
	二、四三〇円
	三、三八〇円
	六二、五九〇円
	二、二三〇円
	一七、一二〇円
	八、八三〇円
	二、四三〇円
	三、四〇〇円
	六、六九〇円
	七、二三〇円
	一〇、〇九〇円
	六七、九二〇円
	二、二三〇円
	一七、一二〇円
	八、八三〇円
	二、四三〇円
	三、四〇〇円
	六、六九〇円
	七、二三〇円
	一〇、〇九〇円
	九四、七四〇円
	三、九四〇円
	一、九四〇円
	一、一六〇円
	九、七八〇円
	八、八三〇円
	一七、一二〇円
	一八、六一〇円
	二五、九五〇円
	三三、一五〇円
	一、一六〇円
	二、二三〇円
	一七、一二〇円
	八、八三〇円
	二、四三〇円
	三、四〇〇円
	六、六九〇円
	七、二三〇円
	一〇、〇九〇円
	六七、九二〇円
	二、二三〇円
	一七、一二〇円
	八、八三〇円
	二、四三〇円
	三、四〇〇円
	六、六九〇円
	七、二三〇円
	一〇、〇九〇円
	九四、七四〇円

別表第三の三中表の部分を次のように改める。

区分				
グラウンド	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで
	一、五八〇円	二、一二〇円	三、七〇〇円	
ゲートボール場　一面	九五〇円	一、二七〇円	二、二二〇円	

別表第三の四の表中「三、一三〇円」を「三、一八〇円」に改める。

（福岡県立勤労青少年文化センター条例の一部改正）

第十二条　福岡県立勤労青少年文化センター条例（昭和四十八年福岡県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の一中表の部分を次のように改める。

区分				
平日	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで
	六、六九〇円	一〇、〇四〇円	一〇、〇四〇円	一六、七三〇円
土・日・休日	八、〇三〇円	一二、〇四〇円	一二、〇四〇円	二〇、〇七〇円

	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで
	二、二〇円	二、二〇円	一、八五〇円	二、二三〇円
	一、一〇円	一、一〇円	一、八五〇円	二、二三〇円
	八二〇円	八二〇円	一、三七〇円	一、六四〇円
	八二〇円	八二〇円	一、三七〇円	一、六四〇円
	八二〇円	八二〇円	一、三七〇円	一、六四〇円
	七四〇円	八二〇円	一、三七〇円	一、六四〇円
	五五〇円	八二〇円	一、三七〇円	一、六四〇円
	一、一〇円	一、一〇円	一、八五〇円	二、二三〇円
	八二〇円	八二〇円	一、三七〇円	一、六四〇円
	八二〇円	八二〇円	一、三七〇円	一、六四〇円
	八二〇円	八二〇円	一、三七〇円	一、六四〇円
	二、二三〇円	二、二三〇円	三、七一〇円	四、四六〇円
	二、二三〇円	二、二三〇円	三、七一〇円	四、四六〇円
	一、九四〇円	一、九四〇円	三、二三〇円	三、八八〇円

別表の二中表の部分を次のように改める。

区分				
展示ホール	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで
	二、四一〇円	三、六一〇円	三、六一〇円	六、〇二〇円
第一会議室	五五〇円	八二〇円	八二〇円	一、三七〇円
第二会議室	七四〇円	一、一〇円	一、一〇円	一、八五〇円
第三会議室	五五〇円	八二〇円	八二〇円	一、三七〇円
第一研修室	一、八五〇円	二、七八〇円	二、七八〇円	四、六三〇円
第二研修室	一、四八〇円	二、二三〇円	二、二三〇円	三、七一〇円
美術室	一、四八〇円	二、二三〇円	二、二三〇円	三、七一〇円
音楽室	一、二九〇円	一、九四〇円	一、九四〇円	三、二三〇円

	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで
	七、三二〇円	九、六三〇円	二、九六〇円	二、九六〇円
	五、六九〇円	五、六九〇円	一一、三八〇円	一五、六四〇円
	七、〇一〇円	七、〇一〇円	一四、〇二〇円	一九、二七〇円
	五、二五〇円	五、二五〇円	一〇、五〇円	一四、〇二〇円
	一、一〇円	一、一〇円	二、二三〇円	二、九四〇円
	一、一〇円	一、一〇円	二、二三〇円	二、九四〇円
	四、二六〇円	四、二六〇円	一〇、四六〇円	一四、〇二〇円
	五、六九〇円	五、六九〇円	一一、三八〇円	一五、六四〇円
	七、〇一〇円	七、〇一〇円	一四、〇二〇円	一九、二七〇円
	五、二五〇円	五、二五〇円	一〇、五〇円	一四、〇二〇円
	一、一〇円	一、一〇円	二、二三〇円	二、九四〇円
	一、一〇円	一、一〇円	二、二三〇円	二、九四〇円
	七二〇円	七二〇円	一、八三〇円	二、九四〇円
	一、一〇円	一、一〇円	二、二

円」に、「二一〇、二〇〇円」を「二一〇、九〇〇円」に改め、八四の項中「二三、二一〇円」を「二三、五〇〇円」に、「三八、一〇〇円」を「三八、六〇〇円」に、「三三、一〇〇円」を「三三、六〇〇円」に、「九五、二〇〇円」を「九六、七〇〇円」に、「一二六、二〇〇円」を「一二八、二〇〇円」に、「九四、九〇〇円」を「九六、五〇〇円」に、「一〇六、一〇〇円」を「一〇七、七〇〇円」に、「一〇〇、五〇〇円」を「一〇二、〇〇〇円」に、「一一六、〇〇〇円」を「一一七、七〇〇円」に、「一〇一、四〇〇円」を「一〇三、〇〇〇円」に、「一〇八、〇〇〇円」を「一〇九、六〇〇円」に、「二五、八〇〇円」を「二六、一〇〇円」に改める。

（福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例の一部改正）

第十五条　福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例（昭和二十三年福岡県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一号㈠の表中「五、六二〇円」を「五、七二〇円」に、「二、四八〇円」を「二、五三〇円」に、「一、〇四〇円」を「一、〇六〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一四〇円」に、「三、九一〇円」を「三、九八〇円」に、「六、二六〇円」を「六、三八〇円」に、「一、九九〇円」を「二、〇三〇円」に、「一、三二〇円」を「一、三四〇円」に、「二、三五〇円」を「二、三九〇円」に、「一、二九〇円」を「一、三一〇円」に改め、同号㈡の表中「二、八五〇円」を「二、〇一〇円」に、「一、七五〇円」を「一、七八〇円」に、「七、九八〇円」を「八、一三〇円」に、「三、九八〇円」を「四、〇五〇円」に、「二、四八〇円」を「二、五三〇円」に、「四、五八〇円」を「四、六六〇円」に、「一、三八〇円」を「一、四〇〇円」に、「三、〇三〇円」を「三、〇九〇円」に改め、同号㈢の表中「五五〇円」を「五六〇円」に、「一、六二〇円」を「一、六五〇円」に、「二、三三〇円」を「二、三七〇円」に、「二一、三一〇円」を「二一、七一〇円」に改め、同号㈣の表中「一、〇五〇円」を「一、〇七〇円」に、「一、六三〇円」を「一、六六〇円」に改め、同号㈤の表中「一、五二〇円」を「一、五五〇円」に、「一、五八〇円」を「一、六一〇円」に、「二、一四〇円」を「二、一八〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇四〇円」に、「二、一九〇円」を「二、二四〇円」に、「五、〇三〇円」を「五、一二〇円」に、「一、四二〇円」を「一、四四〇円」に、「一、七七〇円」を「一、八〇〇円」に改め、同号㈥の表中「一、〇七〇円」を「一、三五〇円」に、「三八、六〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「一、二八〇円」を「一、三一〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、二七〇円」に、「六、五七〇円」を「六、六九〇円」に、「一、六四〇円」を「一、六七〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に改め、同号㈦の表中「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「六五〇円」を「六六〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇七〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇四〇円」に、「一、五五〇円」を「一、五七〇円」に、「二、一一〇円」を「二、一五〇円」に、「二、六六〇円」を「二、七一〇円」に、「四、九五〇円」を「五、〇四〇円」に、「二、八一〇円」を「二、八六〇円」に、「二、〇九〇円」を「二、一三〇円」に、「二、七九〇円」を「二、八四〇円」に、「三、二八〇円」を「三、三四〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五五〇円」に、「三、四七〇円」を「三、五三〇円」に、「四、四二〇円」を「四、五〇〇円」に改め、同号㈨の表中「一、六五〇円」を「一、六八〇円」に、「七六〇円」を「七七〇円」に、「一四、八一〇円」を「一五、〇八〇円」に、「三三、〇一〇円」を「三三、六二〇円」に、「三一、七五〇円」を「三二、三四〇円」に、「一、二八〇円」を「一、三〇〇円」に、「三、四九〇円」を「三、五五〇円」に、「一、七二〇円」を「一、七五〇円」に、「二、〇八〇円」を「二、一二〇円」に、「一、一七〇円」を「一、一九〇円」に改め、同表表面処理試験の部塩水噴霧試験の項中「七三〇円」を「七五〇円」に改め、同表中「三、八二〇円」を「三、八九〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、九三〇円」に、「二、五九〇円」を「二、六四〇円」に、「一、六六〇円」を「一、六九〇円」に、「八三〇円」を「八四〇円」に、「二、五五〇円」を「二、五九〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に、「三、七五〇円」を「三、八二〇〇円」に、「二、七九〇円」を「二、八四〇円」に改め、同表金属組織試験の部前処理なしの項中「七三〇円」を「七四〇円」に改め、別表第四号中「四二〇円」を「四三〇円」に改める。

（福岡県立飯塚研究開発センター条例の一部改正）

第十六条　福岡県立飯塚研究開発センター条例（平成四年福岡県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「九、八七〇円」を「一〇、〇五〇円」に、「一三、一六〇円」を「一三、四〇〇円」に、「二三、〇四〇円」を「二三、四六〇円」に、「三二、九一〇円」を「三三、五一〇円」に、「三、二九〇円」を「三、三五〇円」に、「六、五八〇円」を「六、七〇〇円」に、「八、七七〇円」を「八、九三〇円」に、「一五、三六〇円」を「一五、六四〇円」に、「二一、九四〇円」を「二二、三四〇円」に、「二、一九〇円」を「二、二三〇円」に、「一、〇九〇円」を「一、一一〇円」に改め、同表の二の表中「二、一九〇円」を「二、二三〇円」に改める。

（福岡県砂利採取法関係手数料条例の一部改正）

第十七条　福岡県砂利採取法関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表三の項中「八、〇〇〇円」を「八、一〇〇円」に改める。

（福岡県農林業総合試験場手数料及び使用料条例の一部改正）

第十八条　福岡県農林業総合試験場手数料及び使用料条例（昭和二十四年福岡県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「八〇〇円」を「八二〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「二、六六〇円」を「二、七一〇円」に、「二、六八〇円」を「二、七三〇円」に、「二、〇六〇円」を「二、一〇〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、三五〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇四〇円」に、「二、五六〇円」を「二、六一〇円」に、「三、〇七〇円」を「三、一三〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、四六〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五三〇円」に、「二、一七〇円」を「二、二一〇円」に、「二、一五〇円」を「二、一九〇円」に、「二、六四〇円」を「二、六九〇円」に、「二、一一〇円」を「二、一四〇円」に、「四、九一〇円」を「五、〇〇〇円」に、「一、六二〇円」を「一、六五〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八四〇円」に改め、同表の二の表中「一、八五〇円」を「一、八九〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に、「五五〇円」を「五六〇円」に、「六八〇円」を「六九〇円」に、「四六〇円」を「四七〇円」に、「四九〇円」を「五〇〇円」に、「五九〇円」を「六〇〇円」に、「七六〇円」を「七八〇円」に、「六五〇円」を「六六〇円」に、「二八〇円」を「二九〇円」に、「九五〇円」を「九七〇円」に改める。

（福岡県漁港管理条例の一部改正）

第十九条　福岡県漁港管理条例（昭和三十九年福岡県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第八十五条第二項」を「第七十六条第二項」に改める。

別表の一イ(1)中「九〇円」を「九五円」に、「一二〇円」を「一二五円」に、「一九〇円」を「一九五円」に、「二五〇円」を「二五五円」に、「三一五円」を「三二五円」に、「四四五円」を「四五五円」に改め、同表の一イ(2)中「県以外」を「県外」に、「一二〇円」を「一二五円」に、「二六〇円」を「二六五円」に改める。

（福岡県建設技術情報センター条例の一部改正）

第二十条　福岡県建設技術情報センター条例（平成七年福岡県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一中「七、三八〇円」を「七、五一〇円」に、「九、八四〇円」を「一〇、〇二〇円」に、「一七、二二〇円」を「一七、五三〇円」に、「二、八五〇円」を「二、九〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、八七〇円」に、「六、六五〇円」を「六、七七〇円」に、「八四〇円」を「八五〇円」に、「一、一二〇円」を「一、一四〇円」に、「一、九六〇円」を「一、九九〇円」に改める。

別表第二中「一二、七一〇円」を「一二、九四〇円」に、「三、〇一〇円」を「三、〇六〇円」に、「六、二六〇円」を「六、三七〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇四〇円」に、「一、〇一〇円」を「一、〇二〇円」に、「四、五四〇円」を「四、六二〇円」に、「一、二六〇円」を「一、二八〇円」に、「一、六四〇円」を「一、六七〇円」に、「六、〇四〇円」を「六、一五〇円」に、「二、二二〇円」を「二、二六〇円」に、「一二、七〇〇円」を「一二、九〇〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、六二〇円」に、「七六〇円」を「七七〇円」に、「三、七三〇円」を「三、七九〇円」に、「一、七六〇円」を「一、七九〇円」に改める。

別表第三の一中「六、四六〇円」を「六、五七〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七五〇円」に、「一三、六六〇円」を「一三、九一〇円」に、「七、二一〇円」を

「七、三四〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、五八〇円」に、「六、八一〇円」を「六、九三〇円」に、「八、一九〇円」を「八、三四〇円」に、「九、八五〇円」を「一〇、〇三〇円」に、「八、七三〇円」を「八、八九〇円」に、「二〇、六四〇円」を「二一、〇二〇円」に、「二八、六九〇円」を「二九、二二〇円」に、「五一、四九〇円」を「五二、四四〇円」に、「一八、一一〇円」を「一八、四四〇円」に、「八、六一〇円」を「八、七六〇円」に、「三四、四四〇円」を「三五、〇七〇円」に、「六九、二〇〇円」を「七〇、四八〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、四四〇円」に改め、同表の二中「五、五四〇円」を「五、六四〇円」に、「五、〇三〇円」を「五、一二〇円」に、「四、二二〇円」を「四、二九〇円」に、「八、九八〇円」を「九、一四〇円」に、「二、八三〇円」を「二、八八〇円」に、「二、九五〇円」を「三、〇〇〇円」に、「四、八一〇円」を「四、八九〇円」に、「二、六八〇円」を「二、七二〇円」に、「三、八八〇円」を「三、九五〇円」に、「四、〇七〇円」を「四、一四〇円」に、「四、九二〇円」を「五、〇一〇円」に、「四、九九〇円」を「五、〇八〇円」に、「四、七九〇円」を「四、八七〇円」に、「五、九四〇円」を「六、〇五〇円」に、「三、九〇〇円」を「三、九七〇円」に、「八四、一四〇円」を「八五、六九〇円」に、「一三一、四二〇円」を「一三三、八五〇円」に、「四、一二〇円」を「四、一九〇円」に、「三、六一〇円」を「三、六七〇円」に改め、同表の三中「七三〇円」を「七四〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、六二〇円」に、「三、六一〇円」を「三、六七〇円」に、「三、一九〇円」を「三、二四〇円」に、「七、三五〇円」を「七、四八〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三二〇円」に、「一、四四〇円」を「一、四六〇円」に、「七、〇二〇円」を「七、一五〇円」に、「三、〇七〇円」を「三、一二〇円」に、「一〇、九三〇円」を「一一、一三〇円」に、「二一、九三〇円」を「二二、三三〇円」に改め、同表の四中「三、三五〇円」を「三、四一〇円」に、「三、八九〇円」を「三、九六〇円」に、「三、四三〇円」を「三、四九〇円」に、「五、七二〇円」を「五、八二〇円」に、「二、四八〇円」を「二、五二〇円」に、「三、四七〇円」を「三、五三〇円」に、「四、一九〇円」を「四、二六〇円」に、「一四、八七〇円」を「一五、一四〇円」に、「一、七二〇円」を「一、七五〇円」に、「三〇、〇三〇円」を「三〇、五八〇円」に改め、同表の五中「一、六八〇円」を「一、七一〇円」に、「四、〇九〇円」を「四、一六〇円」に、「四、二九〇円」を「四、三六〇円」に改める。

（福岡県河川流水占用料等徴収条例の一部改正）

第二十一条　福岡県河川流水占用料等徴収条例（平成十二年福岡県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

別表第一の二の表中「九七」を「九九」に、「五、四〇〇」を「五、五〇〇」に改める。

別表第三の表中「一一四」を「一一六」に、「一四八」を「一五〇」に、「二二九」を「二三三」に改める。

（福岡県港湾施設管理条例の一部改正）

第二十二条　福岡県港湾施設管理条例（昭和五十一年福岡県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表中「四・八九」を「四・九八」に、「一〇・九九」を「一一・一九」に、「六、四八〇」を「六、六〇〇」に、「六八〇」を「六九〇」に、「一・八三」を「一・八六」に、「一・二二」を「一・二三」に、「三・六七」を「三・七三」に、「二・四二」を「二・四六」に、「三・八四」を「三・九〇」に、「七・六七」を「七・八一」に、「一九四」を「一九七」に、「八・四八」を「八・六三」に、「一六・九七」を「一七・二八」に、「四三〇」を「四三七」に、「三・二八」を「三・三四」に、「二・二四」を「二・二八」に、「六六」を「六七」に、「四五」を「四六」に、「二・七〇」を「二・七五」に、「一・八七」を「一・九〇」に、「五四」を「五五」に、「三七」を「三八」に、「一〇・八」を「一一・〇」に、「一五、八三二、〇〇〇」を「一六、一二五、〇〇〇」に、「一〇、二二〇」を「一〇、四〇〇」に、「二九四」を「二九九」に、「八六〇」を「八七〇」に、「二、二三〇」を「二、二七〇」に、「五八〇」を「五九〇」に、「一、三一〇」を「一、三三〇」に改める。

別表第四の表中「一〇・八」を「一一・〇」に改める。

（福岡県一般海域管理条例の一部改正）

第二十三条　福岡県一般海域管理条例（平成十二年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二砂の項中「六四」を「六五」に改め、同表砂利の項中「二〇八」を「二一一」に改め、同表土砂（砂れき及び粘土を含む。）の項中「一〇三」を「一〇四」に改め、同表栗石の項中「一三〇」を「一三二」に改め、同表玉石の項中「七七」を「七八」に改める。

（福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例の一部改正）

第二十四条　福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例（平成十二年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二栗石の項中「一四八」を「一五〇」に改め、同表砂利の項中「二二九」を「二三三」に改め、同表砂の項中「一四八」を「一五〇」に改め、同表土石（砂れき及び粘土を含む。）の項中「一一四」を「一一六」に改める。

（福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例の一部改正）

第二十五条　福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例（平成十二年福岡県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二栗石の項中「一四八」を「一五〇」に改め、同表砂利の項中「二二九」を「二三三」に改め、同表砂の項中「一四八」を「一五〇」に改め、同表土砂（砂れき及び粘土を含む。）の項中「一一四」を「一一六」に改める。

（福岡県建築都市関係手数料条例の一部改正）

第二十六条　福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表五の二の項中「百分の百八」を「百分の百十」に改め、同表一二の二の項、一三の項、一九の二の項及び二〇の項中「三三、〇〇〇円」を「三四、〇〇〇円」に改め、別表四二の項中「一九、二〇〇円」を「一九、三〇〇円」に改める。

（福岡県都市公園条例の一部改正）

第二十七条　福岡県都市公園条例（昭和五十二年福岡県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一ロ中「一、〇一〇円」を「一、〇三〇円」に、「七五〇円」を「七六五円」に改め、同表の三中「六四〇円」を「六五〇円」に、「一、二九〇円」を「一、三一〇円」に、「一、九四〇円」を「一、九八〇円」に、「六、五一〇円」を「六、六三〇円」に、「一三、〇三〇円」を「一三、二七〇円」に改める。

別表第二の一中「四八〇円」を「四九〇円」に、「九七〇円」を「九九〇円」に、「三、七六〇円」を「三、八三〇円」に、「二、六六〇円」を「二、七一〇円」に改め、同表の二中「六六〇円」を「六八〇円」に改め、同表の三イ中「二、一四〇円」を「二、一八〇円」に、「三、二一〇円」を「三、二七〇円」に、「三、七五〇円」を「三、八二〇円」に改め、同表三のロ中表の部分を次のように改める。

区分	単位・金額			
	午前九時から正午まで	正午から午後五時まで	午後五時から午後九時まで	
座敷	二、七一〇円	三、四三〇円	三、〇七〇円	
西の間	二、四六〇円	三、〇六〇円	二、八三〇円	
次の間	一、四七〇円	一、九六〇円	一、七二〇円	
立礼席	二、六九〇円	三、五三〇円	三、〇九〇円	
茶室（全室）	九、一五〇円	一一、〇三〇円	一〇、二八〇円	
茶室（八畳）	五、八九〇円	七、〇二〇円	六、六四〇円	

別表第二の四中「九、七四〇円」を「九、九二〇円」に、「二、四三〇円」を「二、四八〇円」に改め、同表の五中表の部分を次のように改める。

区分	単位・金額											
	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午後一時から午後九時まで							
入場料を徴収しない場合						舞台	桟敷	舞台	桟敷	舞台	桟敷	舞台
						平日	平日	土・日・休日	土・日・休日	平日	平日	土・日・休日
	一一、三四〇円	一五、一六〇円	二六、五一〇円	一三、六五〇円	二八、八二〇円	一四、一二〇円	二六、一六〇円	一八、九八〇円	三三、一一〇円	一六、九〇〇円	三五、八九〇円	二三、六九〇円
	四三、六四〇円	五八、二二〇円	一〇一、八七〇円	五二、四四〇円	一一〇、六七〇円	五四、五三〇円	七、六三〇円	三三、七六〇円	四三、六五〇円	七六、四一〇円	三九、三六〇円	二八、三六〇円
	四三、六四〇円	五八、二二〇円	一〇一、八七〇円	五二、四四〇円	一一〇、六七〇円	五四、五三〇円	七、六三〇円	三三、七六〇円	四三、六五〇円	七六、四一〇円	三九、三六〇円	二八、三六〇円
	四三、六四〇円	五八、二二〇円	一〇一、八七〇円	五二、四四〇円	一一〇、六七〇円	五四、五三〇円	七、六三〇円	三三、七六〇円	四三、六五〇円	七六、四一〇円	三九、三六〇円	二八、三六〇円
	四三、六四〇円	五八、二二〇円	一〇一、八七〇円	五二、四四〇円	一一〇、六七〇円	五四、五三〇円	七、六三〇円	三三、七六〇円	四三、六五〇円	七六、四一〇円	三九、三六〇円	二八、三六〇円

入場料を徴収する場合							
見所	平日	五二、四五〇円	六九、八二〇円	一二二、二八〇円	六二、九九〇円	一三二、八二〇円
	土・日・休日	六五、五四〇円	八七、三一〇円	一五二、八五〇円	七八、六二〇円	一六五、九四〇円
楽屋	平日	一二、一五〇円	一六、三二〇円	二八、四七〇円	一四、五八〇円	三〇、九一〇円
	土・日・休日	一五、二七〇円	二〇、三八〇円	三五、六五〇円	一八、二九〇円	三八、六七〇円
金館	平日	八七、二九〇円	一一六、四九〇円	二〇三、七九〇円	一〇四、七九〇円	二二一、二九〇円
	土・日・休日	一〇九、一八〇円	一四五、五六〇円	二五四、七五〇円	一三〇、九六〇円	二七六、五二〇円

別表第二の六中「二四〇円」を「二五〇円」に改め、同表の七中「一六〇円」を「一七〇円」に、「一、五三〇円」を「一、五六〇円」に、「二五〇円」を「二六〇円」に改め、同表の八中「三、〇七〇円」を「三、一三〇円」に、「一、五三〇円」を「一、五六〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に、「三〇〇円」を「三一〇円」に改め、同表の九中「三六〇円」を「三七〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇四〇円」に改め、同表の十イ中表の部分を次のように改める。

区分		単位	金額
プール	夏季期間（屋内プール）	午前九時から正午まで	二〇、八三〇円
		午後一時から午後五時まで	二七、七八〇円
		午後六時から午後九時まで	二五、〇〇〇円
		午前九時から午後五時まで	四八、六二〇円
		午後一時から午後九時まで	五二、七八〇円
		午前九時から午後九時まで	七三、六二〇円
	夏季期間（屋外プール）	午前九時から正午まで	二三、八一〇円
		午後一時から午後五時まで	三一、七五〇円
		午前九時から午後五時まで	五五、五六〇円
	温水期間（屋内プール）	午前九時から正午まで	三一、二七〇円
		午後一時から午後五時まで	四一、六九〇円
		午後六時から午後九時まで	三七、五二〇円
		午前九時から午後五時まで	七二、九六〇円
		午後一時から午後九時まで	七九、二二〇円
		午前九時から午後九時まで	一一〇、四九〇円

トレーニング室	午前九時から正午まで	九、四三〇円
	午後一時から午後五時まで	一二、五七〇円
	午後六時から午後九時まで	一一、三二〇円
	午前九時から午後五時まで	二二、〇〇〇円
	午後一時から午後九時まで	二三、八九〇円
	午前九時から午後九時まで	三三、三二〇円
フィットネスルーム	二時間	九〇〇円

別表第二の十ロ中「三五〇円」を「三六〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に、「三〇〇円」を「三一〇円」に改め、同表の十一イ中「三、六五〇円」を「三、七一〇円」に、「四、八六〇円」を「四、九五〇円」に、「六、〇八〇円」を「六、一九〇円」に、「八、五二〇円」を「八、六七〇円」に、「一〇、九五〇円」を「一一、一五〇円」に、「一四、六〇〇円」を「一四、八七〇円」に改め、同表の十一ロ中「二三〇円」を「二四〇円」に改め、同表の十二イ中表の部分を次のように改める。

区分	単位・金額	
	一人利用	二人以上利用
Sタイプ	八、七七〇円	七、六七〇円
Aタイプ	六、五八〇円	五、四八〇円
Bタイプ	五、四八〇円	四、三八〇円
Cタイプ	四、三八〇円	

別表第二の十二ロ中「一、六四〇円」を「一、六七〇円」に改め、同表の十三中表の部分を次のように改める。

区分		単位・金額					
大交流室	平日	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで
	土・日・休日	九、九三〇円	一三、二四〇円	一三、二四〇円	二三、一七〇円	二六、四八〇円	三六、四一〇円
教室・工房一		一一、九一〇円	一五、八八〇円	一五、八八〇円	二七、八〇〇円	三一、七七〇円	四三、七〇〇円
教室・工房二		二、四四〇円	三、二五〇円	三、二五〇円	五、七一〇円	六、五二〇円	八、九八〇円
教室・工房三		一、八五〇円	二、四六〇円	二、四六〇円	四、三一〇円	四、九四〇円	六、七九〇円

教室・工房四	一、七五〇円	二、三四〇円	二、三四〇円	四、一〇〇円	四、六八〇円	六、四四〇円		
教室・工房五	三、三三〇円	四、四四〇円	四、四四〇円	七、七七〇円	八、八八〇円	一二、二一〇円		
教室・工房六	一、五〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	三、五一〇円	四、〇一〇円	五、五三〇円		
エントランスギャラリー	一、〇五〇円	一、四一〇円	一、四一〇円	二、四八〇円	二、八四〇円	三、九一〇円		
教室・工房A	三、六〇〇円	四、八一〇円	四、八一〇円	八、四三〇円	九、六三〇円	一三、二五〇円		
教室・工房B	一、五三〇円	二、〇四〇円	二、〇四〇円	三、五八〇円	四、一〇〇円	五、六四〇円		
教室・工房C	一、七二〇円	二、三〇〇円	二、三〇〇円	四、〇三〇円	四、六〇〇円	六、三三〇円		

別表第三中「二四〇円」を「二五〇円」に、「一九〇円」を「二〇〇円」に、「九五円」を「一〇〇円」に改める。

別表第五の一の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（福岡県工業用水道使用料条例の一部改正）

第二十八条　福岡県工業用水道使用料条例（昭和四十一年福岡県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「三六円七銭」を「三六円七四銭」に、「七二円一四銭」を「七三円四八銭」に、「三〇円六七銭」を「三一円二四銭」に、「六一円三四銭」を「六二円四八銭」に、「三九円九六銭」を「四〇円七〇銭」に、「七九円九二銭」を「八一円四〇銭」に、「四八円六〇銭」を「四九円五〇銭」に、「五八円三二銭」を「五九円四〇銭」に、「六三円七二銭」を「六四円九〇銭」に、「九七円二〇銭」を「九九円」に、「一一六円六四銭」を「一一八円八〇銭」に、「一二七円四四銭」を「一二九円八〇銭」に、「五一円八四銭」を「五二円八〇銭」に、「一〇三円六八銭」を「一〇五円六〇銭」に改める。

（九州歴史資料館条例の一部改正）

第二十九条　九州歴史資料館条例（昭和六十年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一中「二〇〇円」を「二一〇円」に改め、同表の二中「三、四五〇円」を「三、五一〇円」に、「八、三五〇円」を「八、五〇〇円」に、「五、一七〇円」を「五、二六〇円」に、「一二、五二〇円」を「一二、七五〇円」に改め、同表の三中「三八〇円」を「三九〇円」に改める。

（福岡県立美術館使用料条例の一部改正）

第三十条　福岡県立美術館使用料条例（昭和三十九年福岡県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表の一中「一六〇円」を「一七〇円」に、「一〇〇円」を「一一〇円」に改め、同表の二中「七、一八〇円」を「七、三一〇円」に、「四、八七〇円」を「四、九六〇円」に、「四、六二〇円」を「四、七一〇円」に、「三、〇四〇円」を「三、〇九〇円」に、「三、六五〇円」を「三、七一〇円」に、「一〇、八三〇円」を「一一、〇三〇円」に、「七、三〇〇円」を「七、四四〇円」に、「六、九四〇円」を「七、〇六〇円」に、「五、四七〇円」を「五、五八〇円」に改め、同表の三中「三、六五〇円」を「三、七一〇円」に、「六、〇八〇円」を「六、二〇〇円」に改める。

（福岡県立社会教育総合センター使用料条例の一部改正）

第三十一条　福岡県立社会教育総合センター使用料条例（昭和五十八年福岡県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

室名								
第一研修室	午前九時から正午まで	七五〇円	一、〇〇〇円	一、一一〇円	一、四八〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円
第二研修室	午後一時から午後五時まで							
	午後七時から午後九時まで				七四〇円	二、九六〇円	二、九六〇円	四、四四〇円
第三研修室	午前九時から午後五時まで	一、一一〇円	一、四八〇円	一、三六〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円
	午後一時から午後九時まで							
第四研修室		二、〇四〇円	二、七二〇円	二、〇四〇円	二、七二〇円	二、〇四〇円	二、〇四〇円	三、〇六〇円
自由研修室		二、〇四〇円	二、七二〇円	二、〇四〇円	二、七二〇円	二、〇四〇円	二、〇四〇円	三、〇六〇円
第一和室		七五〇円	一、〇〇〇円	一、一一〇円	一、四八〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円
第二和室								
講堂		一一、一三〇円	一四、八四〇円	一四、八四〇円	一九、六八〇円	一九、六八〇円	一九、六八〇円	二四、五二〇円
大研修室		三、三三〇円	四、四四〇円	四、四四〇円	五、五五〇円	五、五五〇円	五、五五〇円	六、六六〇円
視聴覚室		三、六九〇円	四、九二〇円	四、九二〇円	六、一五〇円	六、一五〇円	六、一五〇円	八、二一〇円
音楽室		二、五八〇円	三、四四〇円	三、四四〇円	四、六〇〇円	四、六〇〇円	四、六〇〇円	五、七五〇円
美術室		一、四七〇円	一、九六〇円	一、九六〇円	二、六一〇円	二、六一〇円	二、六一〇円	三、二六〇円
宿泊室	一人一泊につき	一、二三〇円						

（福岡県青少年科学館条例の一部改正）

第三十二条　福岡県青少年科学館条例（平成元年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表中「六七〇円」を「六八〇円」に、「四四〇円」を「四五〇円」に、「三三〇円」を「三四〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に、「一六〇円」を「一七〇円」に改める。

（福岡県立久留米スポーツセンター条例の一部改正）

第三十三条　福岡県立久留米スポーツセンター条例（昭和四十九年福岡県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表の一中表の部分を次のように改める。

区分		競技場				附属施設			
		占用使用				個人使用		会議室	合宿所		浴室
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合								
		個人使用									
		児童生徒	一般	児童生徒		児童生徒	一般	一時間につき	児童生徒	一般	一回
				単券							
				四〇円	回数券（11枚）						
四時間以内		三、三四〇円	八、三〇〇円	三二、九九〇円							
四時間を超えて八時間以内		六、五七〇円	一六、四九〇円	六五、九八〇円					一泊		
超過一時間ごと		八六〇円	二、〇七〇円	六、五七〇円	四〇〇円	五〇〇円	一五〇円		一人	一人	
									三三〇円	四九〇円	八三〇円

別表の二中表の部分を次のように改める。

区分		競技場		
		占用使用	個人使用	
		児童生徒	一般	児童生徒
四時間以内		八六〇円	三、三四〇円	無料
四時間を超えて八時間以内		一、六一〇円	六、五七〇円	無料
超過一時間ごと		二一〇円	八三〇円	無料

別表の三中表の部分を次のように改める。

区分		競技場																		附属施設		
		占用使用																個人使用		控室一（兼健康・体力相談室）	控室二（兼体力測定室）	控室三（兼会議室）	談話室
		サブアリーナ								メインアリーナ													
		入場料を徴収する場合				入場料を徴収しない場合				入場料を徴収する場合				入場料を徴収しない場合									
		アマチュアスポーツのために利用する場合		その他の場合		アマチュアスポーツのために利用する場合		その他の場合		アマチュアスポーツのために利用する場合		その他の場合		アマチュアスポーツのために利用する場合		その他の場合		二時間につき					
		平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	児童生徒	一般				
午前九時から午後一時まで		六、三九〇円	七、六五〇円	三、九八〇円	三八、三七〇円	一九、一八〇円	二三、〇一〇円	九、七二〇円	一二、六七〇円	一九、一八〇円	二三、〇一〇円	七、七二〇円	八、五二〇円	一、九四〇円	二、三三〇円	五、八三〇円	六、九九〇円	一一〇円	一二〇円	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき
午後一時から午後五時まで		八、五二〇円	一〇、三三〇円	四二、六二〇円	五一、一五〇円	二五、五七〇円	三〇、六八〇円	三、二一〇円	一五、五六〇円	二五、五七〇円	三〇、六八〇円	九、三五〇円	一〇、七七〇円	二、五九〇円	三、一〇八〇円	七、九二〇円	九、三五〇円	二五、九七〇円	三〇、七七〇円				
午後六時から午後九時まで		一〇、六五〇円	一二、七八〇円	五二、二六〇円	六二、九二〇円	三一、九六〇円	三八、三四〇円	一六、二四〇円	一九、四九〇円	三一、九六〇円	三八、三四〇円	一二、六九〇円	一四、九二〇円	三、二四〇円	三、八九〇円	九、七四〇円	一一、六九〇円	二四、三六〇円	二九、二四〇円				
午前九時から午後五時まで		一四、九三〇円	一七、九一〇円	七四、六五〇円	八九、五八〇円	四四、七九〇円	五三、七四〇円	二三、八一〇円	二七、三七〇円	四四、七九〇円	五三、七四〇円	一六、四一〇円	一九、六九〇円	四、五六〇円	五、四六〇円	一三、六八〇円	一六、四一〇円	三八、二八〇円	四九、三一〇円				
午後一時から午後九時まで		一九、一八〇円	二三、〇一〇円	九五、九四〇円	一二五、一三〇円	五七、五六〇円	六九、〇七〇円	二九、二八〇円	三五、一三〇円	五七、五六〇円	六九、〇七〇円	一七、〇二〇円	二一、〇五〇円	五、八五〇円	七、〇二〇円	一七、五六〇円	二一、〇五〇円	四五、一四〇円	五五、二一〇円				
午後九時から午前九時まで		二五、六〇円	三〇、七三〇円	一二八、〇七〇円	一五三、六九〇円	七六、八四〇円	九二、二一〇円	三九、二一〇円	四六、九三〇円	七六、八四〇円	九二、二一〇円	二三、〇四〇円	二八、一五〇円	七、八一〇円	九、三八〇円	二三、四六〇円	二八、一五〇円	六二、〇四〇円	七八、五五〇円				
		一二〇円	二六〇円																	一〇〇円	一八〇円	一八〇円	一三〇円

別表の一中表の部分を次のように改める。

区分		競技場																附属施設					
		占用使用																個人使用		控室一（兼健康・体力相談室）	控室二（兼体力測定室）	控室三（兼会議室）	談話室
		サブアリーナ								メインアリーナ													
		入場料を徴収する場合				入場料を徴収しない場合				入場料を徴収する場合				入場料を徴収しない場合									
		アマチュアスポーツのために利用する場合		その他の場合		アマチュアスポーツのために利用する場合		その他の場合		アマチュアスポーツのために利用する場合		その他の場合		アマチュアスポーツのために利用する場合		その他の場合		二時間につき					
		平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	児童生徒	一般				
午前九時から午後一時まで		六、三九〇円	七、六五〇円	三、九八〇円	三八、三七〇円	一九、一八〇円	二三、〇一〇円	九、七二〇円	一二、六七〇円	一九、一八〇円	二三、〇一〇円	七、七二〇円	八、五二〇円	一、九四〇円	二、三三〇円	五、八三〇円	六、九九〇円	一一〇円	一二〇円	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき
午後一時から午後五時まで		八、五二〇円	一〇、三三〇円	四二、六二〇円	五一、一五〇円	二五、五七〇円	三〇、六八〇円	三、二一〇円	一五、五六〇円	二五、五七〇円	三〇、六八〇円	九、三五〇円	一〇、七七〇円	二、五九〇円	三、一〇八〇円	七、九二〇円	九、三五〇円	二五、九七〇円	三〇、七七〇円				
午後六時から午後九時まで		一〇、六五〇円	一二、七八〇円	五二、二六〇円	六二、九二〇円	三一、九六〇円	三八、三四〇円	一六、二四〇円	一九、四九〇円	三一、九六〇円	三八、三四〇円	一二、六九〇円	一四、九二〇円	三、二四〇円	三、八九〇円	九、七四〇円	一一、六九〇円	二四、三六〇円	二九、二四〇円				
午前九時から午後五時まで		一四、九三〇円	一七、九一〇円	七四、六五〇円	八九、五八〇円	四四、七九〇円	五三、七四〇円	二三、八一〇円	二七、三七〇円	四四、七九〇円	五三、七四〇円	一六、四一〇円	一九、六九〇円	四、五六〇円	五、四六〇円	一三、六八〇円	一六、四一〇円	三八、二八〇円	四九、三一〇円				
午後一時から午後九時まで		一九、一八〇円	二三、〇一〇円	九五、九四〇円	一二五、一三〇円	五七、五六〇円	六九、〇七〇円	二九、二八〇円	三五、一三〇円	五七、五六〇円	六九、〇七〇円	一七、〇二〇円	二一、〇五〇円	五、八五〇円	七、〇二〇円	一七、五六〇円	二一、〇五〇円	四五、一四〇円	五五、二一〇円				
午後九時から午前九時まで		二五、六〇円	三〇、七三〇円	一二八、〇七〇円	一五三、六九〇円	七六、八四〇円	九二、二一〇円	三九、二一〇円	四六、九三〇円	七六、八四〇円	九二、二一〇円	二三、〇四〇円	二八、一五〇円	七、八一〇円	九、三八〇円	二三、四六〇円	二八、一五〇円	六二、〇四〇円	七八、五五〇円				
		一二〇円	二六〇円																	一〇〇円	一八〇円	一八〇円	一三〇円

別表の四中表の部分を次のように改める。

研修室	一時間につき		五五〇円
大研修室	一時間につき		一、九二〇円
トレーニング室	二時間につき	児童生徒	二〇〇円
		一般	三八〇円
シャワー室	一人		一〇〇円

区分		金額
競技場	占用使用　一面　二時間以内	四九〇円
個人使用	児童生徒　二時間以内	一〇〇円
	一般　二時間以内	一九〇円
単券		一、〇〇〇円
回数券（11枚）		一、九〇〇円

（福岡県立体育・スポーツ施設条例の一部改正）

第三十四条　福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和六十三年福岡県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中表の部分を次のように改める。

種類	単位	区分	使用料（一人）
健康体力づくり相談	一回	一般	六三〇円
		児童生徒	三一〇円
全身持久力向上相談	一回	一般	二、六六〇円
		児童生徒	一、三三〇円
筋力向上相談	一回	一般	二、六六〇円
		児童生徒	一、三三〇円
総合運動能力向上相談	一回	一般	二、六六〇円
		児童生徒	一、三三〇円
スポーツ心理相談	一回	一般	一、五九〇円
		児童生徒	七九〇円

別表第二の一中表の部分を次のように改める。

種類	単位	区分	料金（一人）
アリーナ	二時間	一般	三一〇円
		児童生徒	一五〇円
トレーニング室	二時間	一般	三七〇円
		児童生徒	一九〇円
クライミングウォール	二時間	一般	三一〇円
		児童生徒	一五〇円
ボルダリングウォール	二時間	一般	三一〇円
		児童生徒	一五〇円

別表第二の二中表の部分を次のように改める。

種類	時間	メインアリーナ			サブアリーナ		
		アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	上記の場合で入場料を徴収する場合	その他の目的に使用する場合	アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	上記の場合で入場料を徴収する場合	その他の目的に使用する場合
メインアリーナ	九時から十二時まで	八、六二〇円	二五、八七〇円	一一二、一一〇円	四、一五〇円	一二、四五〇円	五三、九八〇円
	十三時から十七時まで	一一、四九〇円	三四、四九〇円	一四九、四九〇円	五、五三〇円	一六、六〇〇円	七一、九七〇円
	十八時から二十一時まで	一〇、八六〇円	三二、五八〇円	一四一、一八〇円	五、二一〇円	一五、六五〇円	六七、八二〇円
	九時から十七時まで	二〇、一二〇円	六〇、三七〇円	二六一、六〇〇円	九、六八〇円	二九、〇六〇円	一二五、九六〇円
	十三時から二十一時まで	二二、三五〇円	六七、〇七〇円	二九〇、六七〇円	一〇、七五〇円	三二、二六〇円	一三九、八〇〇円
	九時から二十一時まで	三〇、九八〇円	九二、九五〇円	四〇二、七九〇円	一四、九〇〇円	四四、七一〇円	一九三、七八〇円
サブアリーナ	九時から十二時まで	四、一五〇円	一二、四五〇円	五三、九八〇円	二、〇〇〇円	六、〇〇〇円	二五、八〇〇円
	十三時から十七時まで	五、五三〇円	一六、六〇〇円	七一、九七〇円	二、六六〇円	七、九八〇円	三四、四九〇円
	十八時から二十一時まで	五、二一〇円	一五、六五〇円	六七、八二〇円	二、五一〇円	七、五三〇円	三二、五八〇円
	九時から十七時まで	九、六八〇円	二九、〇六〇円	一二五、九六〇円	四、三二〇円	一二、九六〇円	五五、六八〇円
	十三時から二十一時まで	一〇、七五〇円	三二、二六〇円	一三九、八〇〇円	四、八三〇円	一四、四九〇円	六二、一〇〇円
	九時から二十一時まで	一四、九〇〇円	四四、七一〇円	一九三、七八〇円	六、六六〇円	二〇、〇〇〇円	八六、一〇〇円
	九時から十二時まで	三、八三〇円	一一、四九〇円	四九、八二〇円	一、六五〇円	四、九五〇円	二一、三〇〇円

別表第二の三中表の部分を次のように改める。

種類	単位	区分	料金（一人）
宿泊室（洋室）	一泊	一般	三、一九〇円
		児童生徒	一、五九〇円
宿泊室（和室）	一泊	一般	一、三八〇円
		児童生徒	六九〇円

種類			料金
多目的アリーナ	九時から十二時まで	一般	六六、四四〇円
		児童生徒	一五、三三〇円
	十三時から十七時まで	一般	六六、四四〇円
		児童生徒	一五、三三〇円
	十八時から二十一時まで	一般	六二、二八〇円
		児童生徒	一四、三七〇円
	九時から十七時まで	一般	四、七九〇円
		児童生徒	一一六、二七〇円
	九時から二十一時まで	一般	五、一〇〇円
		児童生徒	一五、三三〇円
	十三時から二十一時まで	一般	八、九四〇円
		児童生徒	二六、八三〇円
	十八時から二十一時まで	一般	九、九〇〇円
		児童生徒	二九、七〇〇円
	九時から二十一時まで	一般	一三、七三〇円
		児童生徒	四一、二〇〇円
クライミングウォール	九時から十二時まで	一般	二、八一〇円
		児童生徒	八、四五〇円
	十三時から十七時まで	一般	三、七五〇円
		児童生徒	一一、二八〇円
	十八時から二十一時まで	一般	三、五五〇円
		児童生徒	一〇、六五〇円
	九時から十七時まで	一般	六、五七〇円
		児童生徒	一九、七三〇円
	十三時から二十一時まで	一般	七、三一〇円
		児童生徒	二一、九三〇円
	九時から二十一時まで	一般	一〇、一三〇円
		児童生徒	三〇、三九〇円
ボルダリングウォール	九時から十二時まで	一般	一、五六〇円
		児童生徒	四、六九〇円
	十三時から十七時まで	一般	二、〇八〇円
		児童生徒	六、二六〇円
	十八時から二十一時まで	一般	一、九八〇円
		児童生徒	五、九五〇円
	九時から十七時まで	一般	三、六五〇円
		児童生徒	一〇、九六〇円
	十三時から二十一時まで	一般	四、〇七〇円
		児童生徒	一二、二二〇円
	九時から二十一時まで	一般	五、六三〇円
		児童生徒	一六、九一〇円

別表第二の四中表の部分を次のように改める。

施設名	料金
会議室	一時間につき　四七〇円
第一研修室	一時間につき　四七〇円
第二研修室	一時間につき　三七〇円
第三研修室	一時間につき　九〇〇円
第四研修室	一時間につき　一、〇一〇円
和室	一時間につき　六九〇円
視聴覚室	一時間につき　九五〇円

別表第三の一中表の部分を次のように改める。

種類	期間	単位	区分	料金（一人）
プール	七月一日から九月三十日まで	一回	一般	五六〇円
			生徒	三四〇円
			児童	二二〇円
	十月十五日から翌年六月三十日まで（二十五メートルプールのみ）	一回	一般	七九〇円
			生徒	四五〇円
			児童	三四〇円
スケートリンク	十一月一日から翌年四月十日まで	一回	一般	一、一三〇円
			生徒	九一〇円
			児童	六八〇円

別表第三の二中表の部分を次のように改める。

種類	期間	時間	
五十メートルプールスケートリンク	アマチュア上記の場合スポーツに係る競技会練習会に使用する場合	合で入場料を徴収する場合	
	その他の目的に使用する場合		
二十五メートルプール	アマチュア上記の場合スポーツに係る競技会練習会に使用する場合	合で入場料を徴収する場合	
飛込プール	アマチュア上記の場合スポーツに係る競技会練習会に使用する場合	合で入場料を徴収する場合	
	その他の目的に使用する場合		

別表第三の三中表の部分を次のように改める。

施設名	料金
会議室	一時間につき　五六〇円

| プール | | |

別表第五の二中表の部分を次のように改める。

			生徒	学生	その他の者
散弾銃射撃場 スキート射撃場 トラップ射撃場		一日	五一〇円	七〇〇円	九一〇円
大口径射撃場	ライフル銃	一日	二、四一〇円		
	散弾（スラグ弾）銃	一日	二、八三〇円		
散弾銃射撃場 スキート射撃場 トラップ射撃場		一日	二、五四〇円		

種類	単位	料金
ライフル射撃場 エアライフル	九時から十二時まで	四〇円に利用人数を乗じた額及び一〇、一八〇円の合計額
	十二時から十七時まで	四〇円に利用人数を乗じた額及び一七、〇〇〇円の合計額
	九時から十七時まで	四〇円に利用人数を乗じた額及び二七、二九〇円の合計額
ライフル射撃場 スモールボアライフル	九時から十二時まで	三一〇円に利用人数を乗じた額及び一〇、一八〇円の合計額
	十二時から十七時まで	三一〇円に利用人数を乗じた額及び一七、〇〇〇円の合計額
	九時から十七時まで	三一〇円に利用人数を乗じた額及び二七、二九〇円の合計額
散弾銃射撃場 スキート射撃場 トラップ射撃場	一日	一、九三〇円に利用人数を乗じた額及び一八、七四〇円の合計額
大口径射撃場 ライフル銃	九時から十二時まで	九六〇円に利用人数を乗じた額及び二三、八三〇円の合計額
	十二時から十七時まで	九六〇円に利用人数を乗じた額及び三八、五〇〇円の合計額
	九時から十七時まで	九六〇円に利用人数を乗じた額及び五八、三六〇円の合計額
	九時から十二時まで	九六〇円に利用人数を乗じた額及び三〇、四五〇円の合計額

散弾（スラグ弾）銃	十二時から十七時まで	九六〇円に利用人数を乗じた額及び四七、七六〇円の合計額
	九時から十七時まで	九六〇円に利用人数を乗じた額及び七二、九二〇円の合計額

（福岡武道館条例の一部改正）

第三十五条　福岡武道館条例（昭和五十四年福岡県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表武道場の部占用使用の項中「三、六五〇円」を「三、七二〇円」に、「四、八七〇円」を「四、九六〇円」に、「六、〇九〇円」を「六、二〇〇円」に、「八、五三〇円」を「八、六九〇円」に、「一〇、九六〇円」を「一一、一七〇円」に、「一四、六二〇円」を「一四、八九〇円」に、「七、三一〇円」を「七、四四〇円」に、「一三、四〇〇円」を「一三、六五〇円」に、「一八、二八〇円」を「一八、六二〇円」に、「二五、五九〇円」を「二六、〇七〇円」に、「三二、九〇〇円」を「三三、五一〇円」に、「四三、八七〇円」を「四四、六九〇円」に、「二一、九三〇円」を「二二、三四〇円」に、「四〇、二二〇円」を「四〇、九六〇円」に、「五四、八五〇円」を「五五、八六〇円」に改め、同表弓道場の部占用使用の項中「一、八二〇円」を「一、八六〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八五〇円」に、「三、六五〇円」を「三、七二〇円」に、「四、六三〇円」を「四、七一〇円」に、「六、四五〇円」を「六、五七〇円」に、「八、二八〇円」を「八、四四〇円」に、「二、一九〇円」を「二、二三〇円」に、「三、二九〇円」を「三、三五〇円」に、「四、三八〇円」を「四、四六〇円」に、「五、四八〇円」を「五、五八〇円」に、「七、六七〇円」を「七、八二〇円」に、「九、八七〇円」を「一〇、〇五〇円」に改める。

（福岡県警察関係手数料条例の一部改正）

第三十六条　福岡県警察関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第二項の表三の項中「八、六〇〇円」を「八、七〇〇円」に改め、同表四の項及び五の項中「一一、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改め、同表備考三中「四、八〇〇円」を「四、九〇〇円」に改め、同表備考四及び備考五中「七、七〇〇円」を「八、七〇〇円」に改める。

第七条第一項第三号中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

第十一条第二項の表二の項中「六、八〇〇円」を「六、九〇〇円」に改め、同表三の二の項中「一二、三〇〇円」を「一二、七〇〇円」に改め、同表一三の項中「九、七〇〇円」を「九、八〇〇円」に改める。

第十六条第二項の表一一の項中「三八、〇〇〇円」を「三九、〇〇〇円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この条例は、令和元年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十七条中福岡県都市公園条例別表第五の一の項の改正規定　公布の日

二　第三十六条中福岡県警察関係手数料条例第七条の改正規定　古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号）附則第一条に規定する政令で定める日

（福岡県立公文書館条例の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の福岡県立公文書館条例の規定は、施行日以後にされる利用の承認に係る使用料について適用し、施行日前にされた利用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

（福岡県立アジア文化交流センター条例の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第四条の規定による改正後の福岡県立アジア文化交流センター条例の規定は、施行日以後にされる利用の承認に係る使用料について適用し、施行日前にされた利用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

（福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この条例の施行の際現に申請がなされている試験等に係る手数料であって、当該試験等の終了後でなければその額が確定できないものについては、なお従前の例による。

（福岡県建設技術情報センター条例の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第二十条の規定による改正後の福岡県建設技術情報センター条例の規定は、施行日以後にされる利用の承認に係る使用料について適用し、施行日前にされた利用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

２　この条例の施行の際現に申請がなされている試験等に係る手数料であって、当該試験等の終了後でなければその額が確定できないものについては、なお従前の例による。

（福岡県河川流水占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この条例の施行日前にされた流水の占用の許可に係る当該許可の日の属する年度の流水占用料又は施行日前にされた土石等の採取の許可に係る土石採取料については、なお従前の例による。ただし、これらの許可に係る河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三十二条第四項の規定による知事に対する通知がされた場合において、知事が当該通知を施行日以後に受けたときは、この限りでない。

（福岡県港湾施設管理条例の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第二十二条の規定による改正後の福岡県港湾施設管理条例の規定は、施行日以後にされる港湾施設の使用の許可又は入港の届出に係る使用料又は入港料について適用し、同日前にされた港湾施設の使用の許可又は入港の届出に係る使用料又は入港料については、なお従前の例による。

（福岡県一般海域管理条例の一部改正に伴う経過措置）

第八条　第二十三条の規定による改正後の福岡県一般海域管理条例の規定は、施行日以後にされる土石採取の許可に係る土石採取料について適用し、施行日前にされた土石採取の許可に係る土石採取料については、なお従前の例による。

（福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第九条　第二十四条の規定による改正後の福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例の規定は、施行日以後にされる海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の規定による土石採取の許可に係る土石採取料について適用し、施行日前にされた同法の規定による土石採取の許可に係る土石採取料については、なお従前の例による。

（福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十条　第二十五条の規定による改正後の福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例の規定は、施行日以後にされる港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による土砂採取の許可に係る土砂採取料について適用し、施行日前

にされた同法の規定による土砂採取の許可に係る土砂採取料については、なお従前の例による。

（福岡県工業用水道使用料条例の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　この条例の施行日前から継続して工業用水道を使用している者の当該令和元年十月分の使用料については、第二十八条の規定による改正後の福岡県工業用水道使用料条例第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（九州歴史資料館条例の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　第二十九条の規定による改正後の九州歴史資料館条例の規定は、施行日以後にされる利用の承認に係る使用料について適用し、施行日前にされた利用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

（福岡県立美術館使用料条例の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　第三十条の規定による改正後の福岡県立美術館使用料条例の規定は、施行日以後にされる福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）の規定による使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前にされた同条例による使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（福岡県立社会教育総合センター使用料条例の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　この条例の施行日の前日から施行日にかけて宿泊室に宿泊する者のその宿泊に係る使用料については、なお従前の例による。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十六日

福岡県知事　小　川　　洋

福岡県条例第六号

福岡県税条例等の一部を改正する条例

（福岡県税条例の一部改正）

第一条　福岡県税条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「納税義務者」の下に「又は特別徴収義務者」を加える。

第二十条の十七第一項第一号ハ中「によつて」を「により」に改め、同号ハの表中「百分の一・九」を「百分の〇・四」に、「百分の二・七」を「百分の〇・七」に、「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の七・三」を「百分の五・三」に、「百分の九・六」を「百分の七」に改め、同条第二項中「百分の一・三」を「百分の一」に改め、同条第三項第一号ハ中「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「百分の九・六」を「百分の七」に改める。

第二十条の二十一第一項中「によつて」を「により」に、「第七条に定める」を「で定める」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に改める。

第二十三条第一項第一号中「第六条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第五十二条第一項第一号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1)　次のいずれかに該当すること。

(ア)　道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ)　道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第五十二条第一項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)中「平成三十二年度以降」を「令和二年度以降」に、「第四項」を「以下この条」に、「平成三十二年度基準エネルギー

消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ニ(1)を次のように改める。

(1)　次のいずれかに該当すること。

(ア)　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(イ)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第五十二条第一項第一号ニ(2)を削り、同号ニ(3)を同号ニ(2)とし、同号ニを同号ホとし、同号ハ(1)を次のように改める。

(1)　次のいずれかに該当すること。

(ア)　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第五十二条第一項第一号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号ニとし、同号ロ(1)を次のように改める。

(1)　次のいずれかに該当すること。

(ア)　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第五十二条第一項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(ア)　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第五十二条第一項第二号中「。次項第二号」を「。次項第三号」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1)　次のいずれかに該当すること。

(ア)　道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ)　道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第五十二条第一項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ(1)を次のように改める。

(1)　次のいずれかに該当すること。

(ア)　道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十

月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（次項第三号において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ)　道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第三号において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第五十二条第一項第二号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第百四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第二号において同じ。）

イ　営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(ア)　道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ)　道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ　自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(ア)　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ)　平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第五十二条第二項第一号イ中「乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を「営業用の乗用車」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1)　次のいずれかに該当すること。

(ア)　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第五十二条第二項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ(1)を次のように改める。

(1)　次のいずれかに該当すること。

(ア)　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(イ)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を

超えないこと。

第五十二条第二項第一号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号ホとし、同号ロ(1)を次のように改める。

(1)　次のいずれかに該当すること。

(ア)　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第五十二条第二項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(ア)　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(ア)　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第五十二条第二項第二号イ(1)を次のように改める。

(1)　次のいずれかに該当すること。

(ア)　平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第五十二条第二項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ(1)を次のように改める。

(1)　次のいずれかに該当すること。

(ア)　平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(イ)　平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第五十二条第二項第二号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　次に掲げる石油ガス自動車

イ　営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(ア)　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ)　平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を

超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ　自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(ｱ)　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ｲ)　平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十二条第四項中「及びロ」を「からハまで」に、「第一号イに」を「第一号イからハまでに」に、「、平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「、令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項の表第一項第一号イ(3)の項中「第一項第一号イ(3)」を「第一項第一号イ(2)」に、「平成三十二年度以降」を「令和二年度以降」に、「第四項」を「以下この条」に、「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に、「次項第一号イ(3)」を「次項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

第一項第一号ロ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五

第五十二条第四項の表第一項第一号ロ(3)の項中「第一項第一号ロ(3)」を「第一項第一号ハ(2)」に改め、同表第二項第一号イ(3)の項中「第二項第一号イ(3)」を「第二項第一号イ(2)」に改め、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ハ(2)	平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八

第五十七条の五第一項第一号ロ(1)中「二万九千五百円」を「二万五千円」に改め、同号ロ(2)中「三万四千五百円」を「三万五百円」に改め、同号ロ(3)中「三万九千五百円」を「三万六千円」に改め、同号ロ(4)中「四万五千円」を「四万三千五百円」に改め、同号ロ(5)中「五万千円」を「五万円」に改め、同号ロ(6)中「五万八千円」を「五万七千円」に改め、同号ロ(7)中「六万六千五百円」を「六万五千五百円」に改め、同号ロ(8)中「七万六千五百円」を「七万五千五百円」に改め、同号ロ(9)中「八万八千円」を「八万七千円」に改め、同号ロ(10)中「十一万千円」を「十一万円」に改め、同項第三号ロ(1)(ｱ)中「二万三千六百円」を「二万円」に、「二万七千六百円」を「二万四千四百円」に、「三万千六百円」を「二万八千八百円」に、「三万六千円」を「三万四千八百円」に、「四万八百円」を「四万円」に、「四万六千四百円」を「四万五千六百円」に、「五万三千二百円」を「五万二千四百円」に、「六万千二百円」を「六万四百円」に、「七万四百円」を「六万九千六百円」に、「八万八千八百円」を「八万八千円」に改める。

付則第三条の二中「所管区域内の市町村」の下に「（福岡市を除く。）」を加え、同条の表中福岡県博多県税事務所の項を削る。

付則第四条の四中「平成三十四年度」を「令和四年度」に改める。

付則第五条の三の二第一項中「平成四十五年度」を「令和十五年度」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第三項中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

付則第五条の五中「平成五十年度」を「令和二十年度」に改める。

付則第六条第一項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改める。

付則第六条の二第四項中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改める。

付則第七条第三項中「平成五十年度」を「令和二十年度」に改める。

付則第七条の二中「百分の六・六」を「百分の四・九」に、「百分の七・九」を「百分の五・七」に改める。

付則第八条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改

め、同条第三項から第五項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第七項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第八項及び第九項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第十項から第十三項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十四項から第十六項までの規定中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第十七項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

付則第八条の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

付則第八条の四及び第八条の五の規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

付則第九条の二の三から第九条の二の五までの規定中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

付則第九条の二の七中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

付則第九条の二の十に次の一項を加える。

2　自家用の乗用車に対する第五十二条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間に行われたときに限り、同条第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

付則第九条の二の十を付則第九条の二の十一とする。

付則第九条の二の九の次に次の一条を加える。

（自動車税の環境性能割が非課税とされるバスの路線の指定）

第九条の二の十　法附則第十二条の二の十第一項に規定する条例で定める路線は地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつているものとして、知事が規則で定めるものとする。

付則第九条の二の十一の次に次の一条を加える。

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）

第九条の二の十二　道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、法附則第十二条の二の十三第一項各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則で定めるものに限る。）で最初の第四十九条第三項に規定する新規登録（以下この条から付則第九条の三の二までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第五十一条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から千万円を控除して得た額」とする。

2　路線バス等のうち、法附則第十二条の二の十三第二項各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十一条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から六百五十万円（乗車定員三十人未満の付則第九条の二の十二第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

3　道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、法附則第十二条の二の十三第三項各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十一条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から百万円を控除して得た額」とする。

4　法附則第十二条の二の十三第四項各号に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「車両

安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十一条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

5　法附則第十二条の二の十三第五項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十一条の規定の適用については、同項第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同項第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から三百五十万円を控除して得た額」とする。

6　法附則第十二条の二の十三第六項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十一条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から三百五十万円を控除して得た額」とする。

7　乗用車（施行規則で定めるものに限る。）若しくはバス（施行規則で定めるものに限る。）（以下この項において「バス等」という。）又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるものに適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十一条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から百七十五万円を控除して得た額」とする。

8　前各項の規定は、第五十六条第一項又は法第百六十一条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

付則第九条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（自動車税の種別割の税率の特例）」を付し、同条中「有しないものをいう」の下に「。次項第一号及び次条第二項において同じ」を加え、「）、メタノール自動車」を「次項第二号及び次条第二項において同じ。）、メタノール自動車」に、「）、混合メタノール自動車」を「同項において同じ。）、混合メタノール自動車」に、「）及びガソリン」を「同項において同じ。）及びガソリン」に、「）並びに」を「次条第二項において同じ。）並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）、キャンピング車（乗車定員が十人以下のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）、」に改め、同条第一号中「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十八年三月三十一日」を「第五十二条第一項第一号に規定するガソリン自動車（以下この条において「ガソリン自動車」という。）又は同項第二号に規定する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成二十年三月三十一日」に改め、「最初の道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この条において「」及び「」という。）」を削り、同条第二号中「第五十二条第一項第二号」を「第五十二条第一項第三号」に改め、「軽油自動車」の下に「（次項第六号において「軽油自動車」という。）」を加え、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条の表第一項第一号ロの項及び第一項第三号ロ(1)(ア)の項を削り、同条に次の二項を加える。

2　次に掲げる自動車に対する第五十七条の五第一項（第三号イ(3)及びロ(3)の規定を除く。）及び第二項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

の間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第五十七条の五の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第一項第三号イ(3)及びロ(3)に規定されている自動車のうち、三輪小型自動車に属するものについては、読替え後の三輪小型自動車の税率を、その他のものについては、読替え後のトラックの最大積載量に応ずる税率を適用するものとし、同条第三項に規定されている自動車については、単室容積（一つの作動室の容積をいう。）にローター数を乗じて得た数値に一・五を乗じて得た数値を総排気量とみなして、読替え後の同条第一項第一号並びに第三号イ(1)及びロ(1)並びに第二項の規定を適用するものとする。

一　電気自動車

二　天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第五十二条第一項第一号イ(1)(ア)に規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は法第百四十九条第一項第二号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

三　充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。）

四　ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第五十二条第一項第一号イ(1)(ア)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第一号イ(1)(イ)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第一号イ(2)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

五　石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第五十二条第一項第二号イ(1)(ア)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が第五十二条第一項第二号イ(1)(イ)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

六　軽油自動車のうち、第五十二条第一項第三号イ(1)(ア)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準又は同号イ(1)(イ)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

第一項第一号イ	第一項第一号ロ
七千五百円	二千円
八千五百円	二千五百円
九千五百円	二千五百円
一万三千八百円	三千五百円
一万五千七百円	四千円
一万七千九百円	四千五百円
二万五百円	五千五百円
二万三千六百円	六千円
二万七千二百円	七千円
四万七百円	一万五百円
二万五千円	六千五百円

| | | |

第一項第三号イ(4)	九千円	二千五百円
	一万八千五百円	五千円
	二万九千五百円	七千五百円
	四万三千六百円	一万千円
第一項第三号イ(5)	九千円	二千五百円
	六千五百円	二千円
第一項第三号イ(6)	一万二千円	三千円
	八千五百円	二千五百円
第一項第三号イ(7)	二万三千円	六千円
	一万三千五百円	三千五百円
第一項第三号イ(8)	一万九千五百円	五千円
	一万二千円	三千円
第一項第三号ロ(1)(ア)	二万円	五千円
	二万四千四百円	六千五百円
	二万八千八百円	七千五百円
	三万四千八百円	九千円
	四万円	一万円
	四万五千六百円	一万千五百円
	五万二千四百円	一万三千五百円
	六万四百円	一万五千五百円
	六万九千六百円	一万七千五百円
	八万八千円	二万二千円
第一項第三号ロ(1)(イ)	二万六千四百円	七千円
	三万二千八百円	八千五百円

第一項第三号ロ(2)	三万九千二百円	一万円
	四万五千六百円	一万千五百円
	五万二千四百円	一万三千五百円
	五万九千二百円	一万五千円
	六万六千四百円	一万七千円
	一万四千五百円	四千円
	六千五百円	二千円
第一項第三号ロ(4)	一万千五百円	三千円
	二万五千五百円	六千五百円
	四万五百円	一万五百円
	五万九千四百円	一万五千円
第一項第三号ロ(5)	一万千五百円	三千円
	八千円	二千円
第一項第三号ロ(6)	一万六千円	四千円
	一万千円	三千円
第一項第三号ロ(7)	三万五百円	八千円
	一万九千円	五千円
第一項第三号ロ(8)	二万六千五百円	七千円
	一万六千円	四千円
第一項第四号イ(1)	一万二千円	三千円
	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千円
	二万二千五百円	六千円

| | | |

平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

二　石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

	第一項第一号イ	第一項第一号ロ
七千五百円	四千円	
八千五百円	四千五百円	
九千五百円	五千円	
一万三千八百円	七千円	
一万五千七百円	八千円	
一万七千九百円	九千円	
二万五百円	一万五百円	
二万三千六百円	一万二千円	
二万七千二百円	一万四千円	
四万七百円	二万五百円	
二万五千円	一万二千五百円	第一項第一号ロ
三万五百円	一万五千五百円	
三万六千円	一万八千円	
四万三千五百円	二万二千円	
五万円	二万五千円	
五万七千円	二万八千五百円	
六万五千五百円	三万三千円	

	第一項第二号イ	第一項第二号ロ	第一項第二号ハ(1)	第一項第二号ハ(2)
七万五千五百円	三万八千円			
八万七千円	四万三千五百円			
十一万円	五万五千円			
六千五百円	三千五百円			
九千円	四千五百円			
一万二千円	六千円			
一万五千円	七千五百円			
一万八千五百円	九千五百円			
二万二千円	一万千円			
二万五千五百円	一万三千円			
二万九千五百円	一万五千円			
四千七百円	二千四百円			
八千円	四千円			
一万千五百円	六千円			
一万六千円	八千円			
二万五百円	一万五百円			
二万五千五百円	一万三千円			
三万円	一万五千円			
三万五千円	一万七千五百円			
四万五百円	二万五百円			
六千三百円	三千二百円			
一万千五百円	六千円			
一万六千円	八千円			
二万五百円	一万五百円			
二万五千五百円	一万三千円			
三万円	一万五千円			
三万五千円	一万七千五百円			
四万五百円	二万五百円			
六千三百円	三千二百円			
七千五百円	四千円			
一万五千百円	八千円			
一万二百円	五千五百円			

	第一項第三号イ(1)(ア)																				第一項第三号イ(1)(イ)																第一項第三号イ(2)			第一項第三号イ(4)			
二万六百円	六千円	六千八百円	七千六百円	一万千円	一万二千五百円	一万四千三百円	一万六千四百円	一万八千八百円	二万千七百円	三万二千五百円	二万千二百円	二万五千六百円	三万四百円	三万五千二百円	四万四百円	四万五千六百円	五万千二百円	一万千円	一万千円	一万千円	一万三千円	一万五千五百円	一万八千円	二万三千円	二万五百円	二万六千円	五千五百円	一万千円	五千円	九千円	一万八千五百円	二万九千五百円	四万三千六百円
一万五百円	三千円	三千五百円	四千円	五千五百円	六千五百円	七千五百円	八千五百円	九千五百円	一万千円	一万六千五百円	一万千円	一万三千円	一万五千五百円	一万八千円	二万五百円	二万三千円	二万六千円	五千五百円	一万千円	一万千円	一万三千円	一万五千五百円	一万八千円	二万三千円	二万五百円	二万六千円	五千五百円	一万千円	二千五百円	四千五百円	九千五百円	一万五千円	二万二千円

第一項第三号イ(5)	第一項第三号イ(6)	第一項第三号イ(7)	第一項第三号イ(8)	第一項第三号ロ(1)(ア)																																		第一項第三号ロ(1)(イ)						
九千円	一万二千円	二万三千円	一万九千五百円	二万円	二万四千四百円	二万八千八百円	三万四千八百円	四万円	四万五千六百円	五万二千四百円	六万四百円	六万九千六百円	八万八千円	四万四千円	三万五千円	三万五百円	二万六千四百円	二万三千円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万円	六千円	一万円	七千円	一万千五百円	六千円	四千五百円	三千五百円	一万三千五百円	一万六千五百円	二万円	二万三千円	二万六千五百円	三万円	三万二千八百円	三万九千二百円	四万五千六百円	五万二千四百円	五万九千二百円
四千五百円	六千円	七千五百円	六千円	一万千円	一万二千五百円	一万四千五百円	一万七千五百円	二万円	二万三千円	二万六千五百円	三万五百円	三万五千円	四万四千円	二万円	二万三千円	二万六千五百円	三万円	一万三千五百円	一万六千五百円	二万円	二万三千円	二万六千五百円	三万円	三万二千八百円	三万九千二百円	四万五千六百円	五万二千四百円	五万九千二百円	六万五千八百円	六万九千六百円	七万四千円	四万四千円	四万九千六百円	五万四千八百円	六万円	六万三千八百円	六万八千円	七万三千円	七万七千六百円	八万二千円	八万六千六百円	九万千円

	第一項第三号ロ(2)	第一項第三号ロ(4)	第一項第三号ロ(5)	第一項第三号ロ(6)	第一項第三号ロ(7)	第一項第三号ロ(8)	第一項第四号イ(1)								第一項第四号イ(2)	
六万六千四百円	一万四千五百円	一万千五百円	一万千五百円	一万六千円	三万五百円	二万六千五百円	一万二千円	一万四千五百円	一万七千五百円	二万二千五百円	二万二千五百円	二万二千五百円	二万五千五百円	二万七千五百円	二万九千円	二万六千五百円
三万三千五百円	七千五百円	六千円	六千円	八千円	一万五千五百円	一万三千五百円	六千円	七千五百円	九千円	一万千五百円	一万千五百円	一万三千円	一万千五百円	一万三千円	一万四千五百円	一万六千円

	第一項第四号ロ(1)										第一項第四号ロ(2)							第一項第五号		第二項第一号	
三万八千円	四万四千円	五万五百円	五万七千円	六万四千円	二万二千円	一万四千五百円	一万七千五百円	二万円	二万二千五百円	二万五千五百円	二万九千円	三万三千円	四万千円	四万九千円	五万七千円	六万五千五百円	七万四千円	八万三千円	四千五百円	六千円	三千七百円	四千七百円	六千三百円
一万九千円	二万二千円	二万五千五百円	二万八千五百円	三万二千円	六千円	七千五百円	九千円	一万円	一万千五百円	一万三千円	一万四千五百円	一万六千五百円	二万五百円	二万四千五百円	二万八千五百円	三万三千円	三万七千円	四万千五百円	二千五百円	三千円	千八百円	二千三百円	三千二百円

第二項第二号	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円

付則第九条の三の次に次の一条を加える。

第九条の三の二　令和元年九月三十日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又はキャンピング車であつて、福岡県税条例等の一部を改正する条例（平成二十九年福岡県条例第七号）第二条の規定による改正前の福岡県税条例（以下この項において「平成二十九年改正前の条例」という。）第四十八条第一項若しくは第三項の規定により平成二十九年改正前の条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又はキャンピング車であつて地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の法第百四十六条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十九年改正前の条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において第四十八条第二項に規定する運行に相当するものとして施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車又はキャンピング車であつて令和元年十月一日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第五十七条の五第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、同条第三項に規定されている自動車については、単室容積（一つの作動室の容積をいう。）にローター数を乗じて得た数値に一・五を乗じて得た数値を総排気量とみなして、この項の規定を適用するものとする。

一　自家用の乗用車

イ　総排気量が一リットル以下のもの及び電気を動力源とするもの　年額　二万九千五百円

ロ　総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの　年額　三万四千五百円

ハ　総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの　年額　三万九千五百円

ニ　総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの　年額　四万五千円

ホ　総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの　年額　五万千円

ヘ　総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの　年額　五万八千円

ト　総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの　年額　六万六千五百円

チ　総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの　年額　七万六千五百円

リ　総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの　年額　八万八千円

ヌ　総排気量が六リットルを超えるもの　年額　十一万千円

二　自家用のキャンピング車

イ　総排気量が一リットル以下のもの及び電動機を原動機とするもの　年額　二万三千六百円

ロ　総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの　年額　二万七千六百円

ハ　総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの　年額　三万千六百円

ニ　総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの　年額　三万六千円

ホ　総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの　年額　四万八百円

ヘ　総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの　年額　四万六千四百円

ト　総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの　年額　五万三千二百円

チ　総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの　年額　六万千二百円

リ　総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの　年額　七万四百円

ヌ　総排気量が六リットルを超えるもの　年額　八万八千八百円

2　前項の規定の適用を受ける自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	二万九千五百円	三万三千九百円
第一号ロ	三万四千五百円	三万九千六百円
第一号ハ	三万九千五百円	四万五千四百円
第一号ニ	四万五千円	五万千七百円
第一号ホ	五万千円	五万八千六百円
第一号ヘ	五万八千円	六万六千七百円
第一号ト	六万六千五百円	七万六千四百円
第一号チ	七万六千五百円	八万七千九百円
第一号リ	八万八千円	十万千二百円
第一号ヌ	十一万千円	十二万七千六百円
第二号イ	二万三千六百円	二万七千百円
第二号ロ	二万七千六百円	三万千七百円
第二号ハ	三万千六百円	三万六千三百円
第二号ニ	三万六千円	四万千四百円
第二号ホ	四万八百円	四万六千九百円
第二号ヘ	四万六千四百円	五万三千三百円
第二号ト	五万三千二百円	六万千百円
第二号チ	六万千二百円	七万三百円
第二号リ	七万四百円	八万九百円
第二号ヌ	八万八千八百円	十万二千百円

3　第一項の規定の適用を受ける自動車のうち、前条第二項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	二万九千五百円	七千五百円
第一号ロ	三万四千五百円	九千円
第一号ハ	三万九千五百円	一万円
第一号ニ	四万五千円	一万千五百円
第一号ホ	五万千円	一万三千円
第一号ヘ	五万八千円	一万四千五百円
第一号ト	六万六千五百円	一万七千円
第一号チ	七万六千五百円	一万九千五百円
第一号リ	八万八千円	二万二千円
第一号ヌ	十一万千円	二万八千円
第二号イ	二万三千六百円	六千円

第二号ロ	二万七千六百円	七千円
第二号ハ	三万千六百円	八千円
第二号ニ	三万六千円	九千円
第二号ホ	四万八百円	一万五百円
第二号ヘ	四万六千四百円	一万二千円
第二号ト	五万三千二百円	一万三千五百円
第二号チ	六万千二百円	一万五千五百円
第二号リ	七万四百円	一万八千円
第二号ヌ	八万八千八百円	二万二千五百円

4　第一項の規定の適用を受ける自動車のうち、前条第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	二万九千五百円	一万五千円
第一号ロ	三万四千五百円	一万七千五百円
第一号ハ	三万九千五百円	二万円
第一号ニ	四万五千円	二万二千五百円
第一号ホ	五万千円	二万五千五百円
第一号ヘ	五万八千円	二万九千円
第一号ト	六万六千五百円	三万三千五百円
第一号チ	七万六千五百円	三万八千五百円

第一号リ	八万八千円	四万四千円
第一号ヌ	十一万千円	五万五千五百円
第二号イ	二万三千六百円	一万二千円
第二号ロ	二万七千六百円	一万四千円
第二号ハ	三万千六百円	一万六千円
第二号ニ	三万六千円	一万八千円
第二号ホ	四万八百円	二万五百円
第二号ヘ	四万六千四百円	二万三千五百円
第二号ト	五万三千二百円	二万七千円
第二号チ	六万千二百円	三万千円
第二号リ	七万四百円	三万五千五百円
第二号ヌ	八万八千八百円	四万四千五百円

付則第十条の三第四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

付則第十一条の二中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

付則第十五条及び第十五条の二の規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

付則第十六条中「平成三十四年一月三十一日」を「令和四年一月三十一日」に改める。

付則第二十五条中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

付則第二十八条の二の見出し中「の敷地」を削り、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、「（以下この項において「被相続人」という。）」を削り、「第十一条の六第二項」を「第十一条の七第五項」に、「同条第二項」を「同条第五項」に、「限る。以下この項において同じ」を「限る」に、「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の

二第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第十一条の六第一項」を「第十一条の七第四項」に、「によつて」を「により」に改め、「（同項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）」及び「（震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）」を削り、「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の二第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（震災特例法第十一条の七第三項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（震災特例法第十一条の七第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、法附則第四十四条の二第一項の規定で定めるところにより、法附則第四条、法附則第四条の二、法附則第三十四条、法附則第三十四条の二、法附則第三十四条の三又は法附則第三十五条の規定を適用する。

２　その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者の相続人（震災特例法第十一条の七第二項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。）の譲渡については、法附則第四十四条の二第二項の規定で定めるところにより、法附則第四条、法附則第四条の二、法附則第三十四条、法附則第三十四条の二、法附則第三十四条の三又は法附則第三十五条の規定を適用する。

付則第三十一条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第二条　福岡県税条例の一部を次のように改正する。

第二十条の七の二第一項中「第四十八条の規定による」を「第二章第一節第二款及び第五章第二節に特別の定めがある」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「によつて行う」を「により行う」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十条の九中「第四十二条第三項」を「第七百三十九条の四第二項」に、「によつて」を「により」に改める。

第二十条の十第一項第二号及び第四号中「によつて」を「により」に改め、同項第五号中「によつて」を「により」に、「還付し、又は充当した」を「還付した」に改め、同条第二項中「基き」を「基づき」に、「によつて」を「により」に改める。

第二十条の三十五の六の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、同条第一項中「知事は、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体又は」及び「（以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」という。）」を削り、「第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業又は同法」を「（昭和五十五年法律第六十五号）」に改め、「それぞれ」を削り、「当該期間」を「当該貸付期間」に改め、「取得するものを除く」の下に「。以下この項において「農地売買事業」という」を加え、「にあつては」を「には」に、「（これらの土地の取得の日」を「（同日」に、「土地改良法による」を「土地改良法第二条第二項に規定する」に、「同法第二条第二項第二号」を「同項第二号」に、「当該事業」を「当該農地売買事業」に、「当該農地利用集積円滑化団体等」を「当該農地中間管理機構」に改め、同条第二項中「定める」を「規定する」に、「には、当該取得の日」を「には、同日」に改める。

第二十三条第一項第一号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

付則第三条の二第一項中「第四十八条第一項及び第二項」を「第七百三十九条の五第一項及び第二項」に改める。

付則第九条の三に次の一項を加える。

4　第二項（第四号及び第五号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車又はキャンピング車に対する第五十七条の五第一項の規定の適用については、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第三項に規定されている自家用の自動車については、単室容積（一つの作動室の容積をいう。）にローター数を乗じて得た数値に一・五を乗じて得た数値を総排気量とみなして、読替え後の同条第一項第一号ロの規定を適用するものとする。

付則第九条の三の二第三項及び第四項を削る。

（福岡県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第三条　福岡県税条例等の一部を改正する条例（平成二十九年福岡県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の二条を加える。

（アメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等に対する自動車税の徴収の臨時特例に関する福岡県税条例の一部改正）

第五条　アメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等に対する自動車税の徴収の臨時特例に関する福岡県税条例（昭和二十七年福岡県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第一条中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第二条の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「軽自動車税」及び「対する自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第二項中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第三条（見出しを含む。）中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第一号様式中「自動車税」を「自動車税（種別割）」に、「Ａ ｕｔｏｍｏｂｉｌｅ Ｔａｘ」を「Ａｕｔｏｍｏｂｉｌｅ Ｔａｘ（Ｃａｔｅｇｏｌｙ Ｂａｓｅ）」に改め、備考を次のように改める。

備考　年度ごとに地色を変更するものとする。

第二号様式中「Ｆ　　Ｆ」及び「位置する欧字は、Ｆ・Ｎ・Ｙ等」を削る。

（アメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等に対する自動車税の税率の臨時特例に関する福岡県税条例の一部改正）

第六条　アメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等に対する自動車税の税率の臨時特例に関する福岡県税条例（昭和二十七年福岡県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第一条中「軽自動車税」及び「対する自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第二条（見出しを含む。）中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

（過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第四条　過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の表事業税の項中「租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の五第一項第二号又は第二十八条の十四第一項第二号」を「過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十二年自治省令第二十号）第一条第一号イ」に、「（平成十二年自治省令第二十号）第一条第一項第一号イ」を「第一条第一号イ」に改める。

第八条第三項中「附則第三条の二の二の規定を準用して」を「附則第三条の二第一項に規定する特例基準割合を乗じて」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中福岡県税条例第九条、第二十条の二十一、第二十三条並びに付則第三条の二、第四条の四、第五条の三の二、第五条の五、第六条、第六条の二、第七条、第八条、第八条の二、第八条の四、第八条の五、第九条の二の三から第九条の二の

五まで、第九条の二の七、第十条の三、第十一条の二、第十五条から第十六条まで、第二十五条及び第三十一条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定　公布の日

二　第一条中福岡県税条例付則第二十八条の二の改正規定及び次条の規定　令和二年一月一日

三　第二条（次号から第六号までに掲げる改正規定を除く。）及び附則第六条の規定　令和三年四月一日

四　第二条中福岡県税条例第二十三条の改正規定　令和五年一月一日

五　第二条中福岡県税条例第二十条の七の二、第二十条の九、第二十条の十及び付則第三条の二の改正規定　令和六年一月一日

六　第二条中福岡県税条例第二十条の三十五の六の改正規定及び附則第四条の規定　農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（県民税に関する経過措置）

第二条　前条第二号に掲げる規定による改正後の福岡県税条例付則第二十八条の二第一項から第五項までの規定は、令和二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第三条　第一条の規定による改正後の福岡県税条例（以下「新条例」という。）第二十条の十七及び付則第七条の二の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条　附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の福岡県税条例第二十条の三十五の六第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同号に掲げる規定による改正前の福岡県税条例第二十条の三十五の六第一項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第五条　新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

2　新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

第六条　附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の福岡県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年７月16日

福岡県知事　小　川　　洋

福岡県条例第七号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表三五の二の三の項上欄中ニを削り、ホをニとし、ヘ及びトを削り、チをホとし、同欄リ中「チ」を「ホ」に改め、同欄中リをヘとし、同項下欄中「北九州市及び福岡市（いずれもニ、ヘ及びトに掲げる事務を除く。）」を「北九州市　福岡市」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県子育て応援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年７月16日

福岡県知事　小　川　　洋

福岡県条例第八号

福岡県子育て応援基金条例の一部を改正する条例

福岡県子育て応援基金条例（平成二十一年福岡県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十二年六月三十日」を「令和三年六月三十日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十六日

福岡県知事　小　川　　洋

福岡県条例第九号

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

第二十七条第四項中「含む」を「含み、短期大学を除く」に改め、「、第五十四条第二項第六号イ」を削り、「第六十条第四号」を「第六十条第一項第四号」に、「第七十八条第四号」を「第七十八条第一項第四号」に、「の学部で」を「において」に改める。

第三十六条第三項中「の学部で」を「において」に改める。

第三十八条第一号中「者」の下に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第五十四条第二項第一号及び第六十条第一項第一号において同じ。）」を加える。

第五十四条第二項第六号イ中「大学」の下に「（大学令の規定による大学を含む。）」を、「者」の下に「（当該学科又は当該課程を修めて学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第五十八条第四項中「の学部で」を「において」に改める。

第六十条第一項第四号中「の学部で」を「において」に改め、同項第五号中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改め、同項第九号中「小学校」を「幼稚園、小学校」に改める。

第六十八条第三項及び第七十六条第四項中「の学部で」を「において」に改める。

第七十八条第一項第三号中「者」の下に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項第四号中「の学部で」を「において」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県森林環境譲与税基金条例をここに公布する。

令和元年七月十六日

福岡県知事　小　川　　洋

福岡県条例第十号

福岡県森林環境譲与税基金条例

（設置）

第一条　森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、森林の整備及びその促進に関する施策に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条　基金として積み立てる額は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号。第六条において「法」という。）第二十九条の規定により譲与される額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

第三条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条　知事は、法第三十四条第二項各号に掲げる施策に要する費用に充てるため、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第七条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十六日

福岡県知事　小　川　　洋

福岡県条例第十一号

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例

福岡県屋外広告物条例（平成十四年福岡県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二中「中間市」の下に「、小郡市」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（福岡県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3　福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表四三の項下欄中「中間市」の下に「、小郡市」を加える。